

厚岸町災害廃棄物処理計画

令和6年3月

厚 岸 町

目次

第1章	総則	1
1-1	背景及び目的	1
1-2	本計画の位置づけ	1
1-3	対象とする災害	4
(1)	地震災害	4
(2)	風水害	4
1-4	対象とする災害廃棄物	5
1-5	処理主体	6
1-6	災害廃棄物処理の基本方針	6
1-7	厚岸町の概況	7
(1)	位置・地勢	7
(2)	人口	7
(3)	平時のごみ処理	8
第2章	平時の備えと災害廃棄物対策	9
2-1	組織体制・指揮命令系統	9
(1)	厚岸町災害対策本部	9
(2)	災害廃棄物担当組織体制	11
(3)	発災後の廃棄物処理業務	12
2-2	情報収集・連絡体制	14
(1)	情報収集・記録	14
(2)	北海道等との連絡及び報告する情報	14
2-3	協力・支援体制	16
(1)	自衛隊・警察・消防との連絡	16
(2)	他市町村等、北海道及び国との協力・支援	16
(3)	民間事業者との連携	20
(4)	ボランティアとの連携	22
2-4	職員への教育訓練	23
2-5	一般廃棄物処理施設の現状	24
2-6	仮設トイレ等し尿処理	25
(1)	仮設トイレへの対策	25
(2)	し尿発生量の推計	25
(3)	仮設トイレの設置	26
2-7	避難所ごみへの対策	28
(1)	避難所ごみへの対策	28

(2) 避難所ごみ発生量の推計	29
2-8 災害廃棄物処理	31
(1) 災害廃棄物処理の流れ	31
(2) 災害廃棄物発生量の推計	32
(3) 災害廃棄物処理可能量	40
(4) 処理スケジュール	44
(5) 災害廃棄物の処理フロー	45
(6) 収集運搬	48
(7) 仮置場	48
(8) 津波による廃棄物への対応	55
(9) 分別・処理・再資源化	58
(10) 焼却処理	58
(11) 最終処分	59
(12) 広域的な処理・処分	59
(13) 適正処理が困難な廃棄物等	60
(14) 思い出の品等への対応	65
2-9 地域特性と対応方針	66
2-10 計画の点検	67
2-11 災害廃棄物処理実行計画の作成	68

第1章 総則

1-1 背景及び目的

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災や平成 30 年 9 月に発生した北海道胆振東部地震といった地震災害や、全国各地では局所的な大雨による水害や土砂災害が頻発しており、防災的観点から事前に可能な限り対策を講じておくことが重要とされるようになりました。

東日本大震災を契機に、国では「災害廃棄物対策指針（改定版）（平成 30 年 3 月、環境省）」（以下、「指針」といいます。）を示しました。さらに、大規模災害における災害廃棄物対策をより推進するため、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成 27 年 11 月、環境省）」（以下、「行動指針」といいます。）を策定し、北海道地方環境事務所は行動指針を踏まえた「大規模災害発生時における北海道ブロック災害廃棄物対策行動計画（第 2 版）（令和 6 年 2 月）」（以下、「行動計画」といいます。）を策定しています。また、平成 28 年 1 月に改正が行われた「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13 年 5 月）」には、市町村は地域防災計画等の関連計画や指針と整合を図りながら、災害廃棄物処理計画を策定することが明記されています。

北海道では、「北海道災害廃棄物処理計画」（平成 30 年 3 月）（以下、「道計画」といいます。）において、災害からの早期の復旧・復興を目指し北海道が発災時に対応すべき事項や、被災市町村が迅速かつ適正に災害廃棄物処理を行うために必要な事項、関係機関の役割、備えておくべき事項を取りまとめています。

厚岸町では、令和 5 年 4 月に「厚岸町地域防災計画」（以下、「地域防災計画」といいます。）を策定し、地震や風水害などの大きな災害の発生に備え、災害の予防や災害が発生した場合の応急・復旧対策を行うための基本的な事項を定めています。

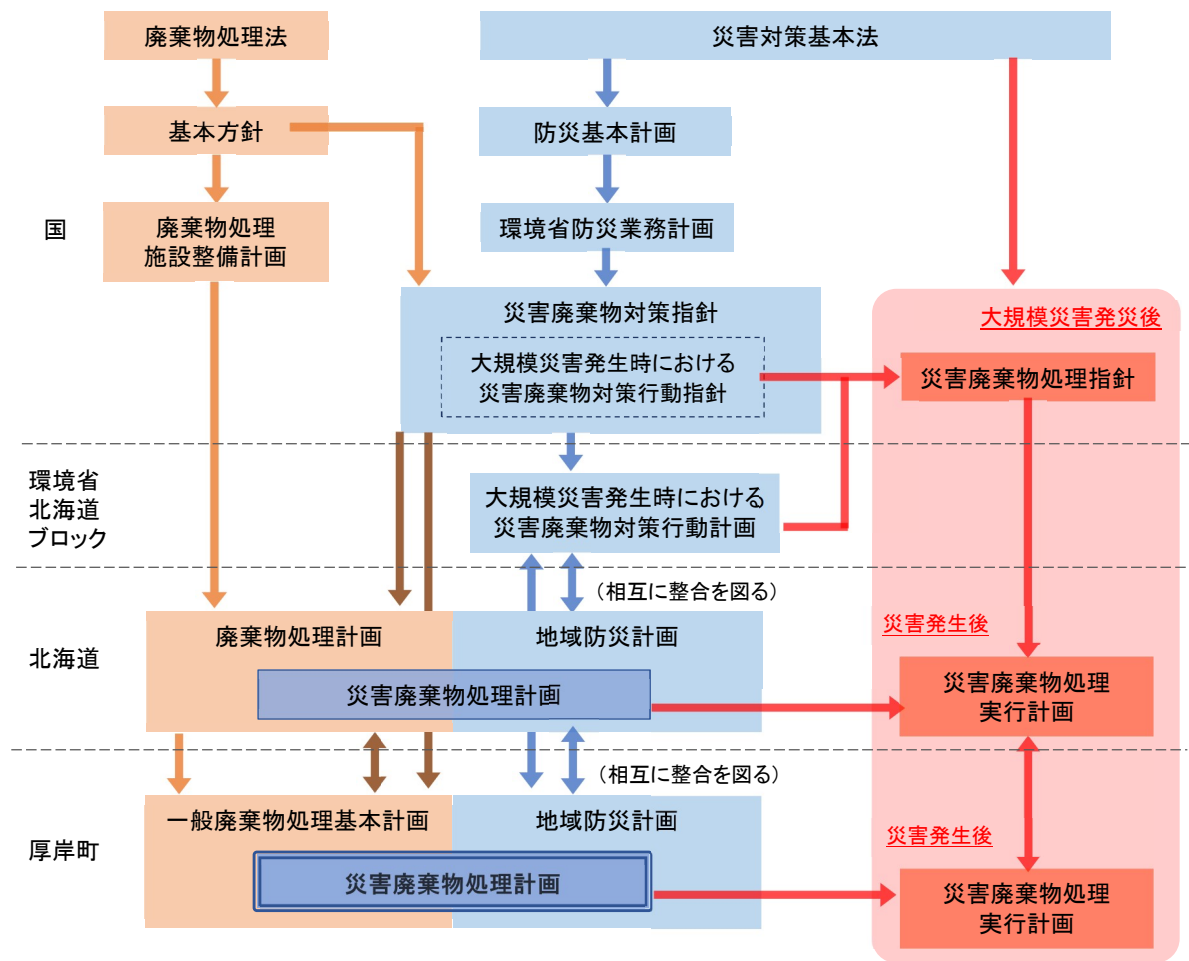
「厚岸町災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」といいます。）は、国の指針や道計画等をふまえ、想定される災害により大量に発生する廃棄物等を迅速かつ適正に処理するために必要な事項を定め、住民の生活環境を守り、地域の早期復旧・復興に寄与することを目的として策定するものです。

1-2 本計画の位置づけ

本計画は、上位計画にあたる国の指針や行動計画に基づき策定するもので、道計画や地域防災計画と整合を図りながら策定します。

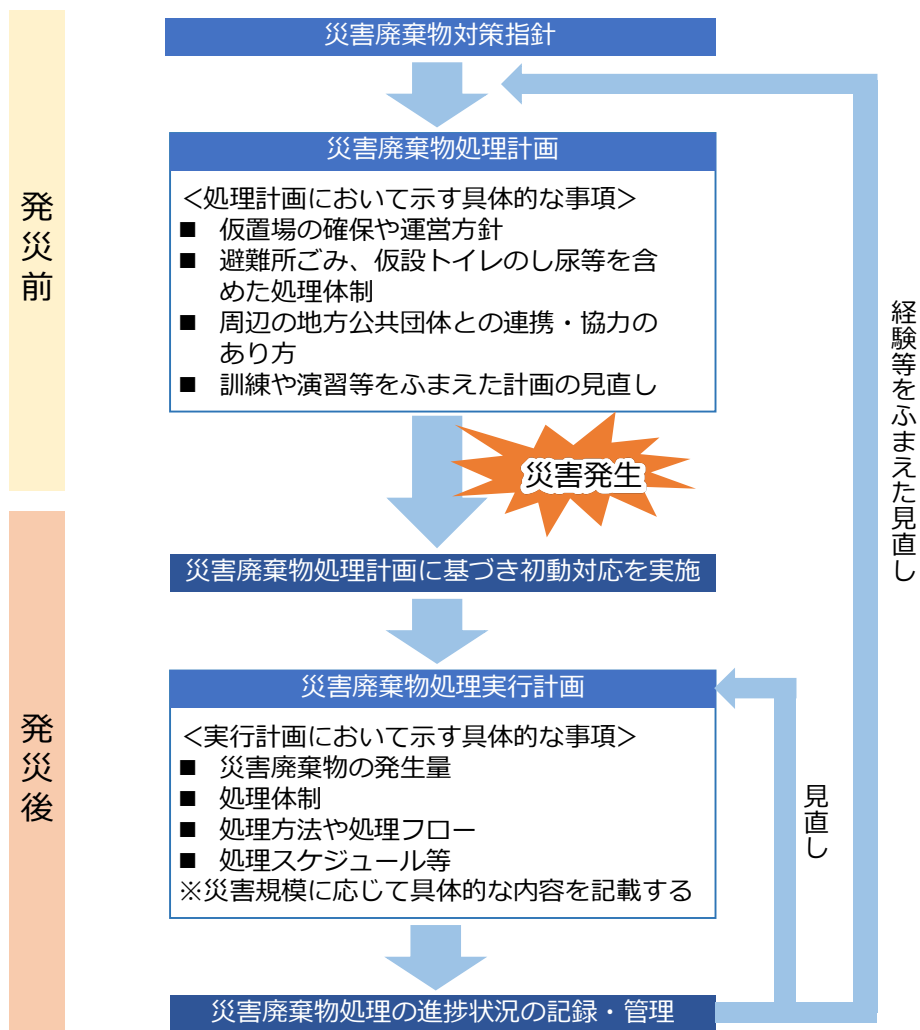
図 1-1 に災害時の廃棄物対策に係る各計画及び指針と本計画の関係を示します。なお、本計画は国の指針や地域防災計画の改定をふまえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

図 1-2 に示すように、災害発生時には災害廃棄物処理計画に基づいて初動対応を実施し、被害状況等の情報収集を行ったうえで、本計画に基づき災害廃棄物発生量の推計や、処理期間及び具体的な処理体制について検討を行い、災害廃棄物処理実行計画としてとりまとめを行います。処理の実施状況を適宜反映しながら、実行計画の見直しを行います。



出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月、環境省）

図 1-1 災害廃棄物処理に係る各種法令・計画の位置づけ



出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月、環境省）

図 1-2 災害廃棄物処理計画と災害廃棄物処理実行計画の位置づけ

1-3 対象とする災害

本計画で対象とする災害は指針をふまえ、地震災害及び水害、その他自然災害とします。

地震災害については、地震動により直接発生する被害及びこれに伴い発生する津波、火事、その他異常現象等により引き起こされる被害を対象とします。

水害については、大雨、台風、雷雨等による多量の降雨により発生する洪水、冠水、土石流、山崩れ、がけ崩れ等の被害を対象とします。

(1) 地震災害

本計画で想定する地震災害は、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」とします。

なお、北海道では令和4年7月28日に「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について」を公表し、対象とする災害が発生した際に想定される具体的な被害を算定し、建物被害棟数と避難者数が推計されています。

本計画においても地域防災計画や被害想定の内容が変更となった場合等には、適宜見直しを行います。

表 1-1 想定する地震災害

項目		内容
想定地震		日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震
最大震度		震度7
建物被害 (全壊棟数)	揺れ	380棟
	液状化	320棟
	津波	2,500棟
	斜面崩壊	10棟
	合計	3,200棟
避難者数		3,300人

※最も被害の大きい【冬・夕】を想定。

(2) 風水害

本計画で想定する風水害は、地域防災計画に基づき「尾幌川水系尾幌川の洪水浸水」とします。

尾幌川水系尾幌川の浸水想定区域図（厚岸町ハザードマップ）を参考に、建物被害棟数を整理します。

表 1-2 想定する風水害

項目		内容
想定水害		尾幌川水系尾幌川の洪水浸水
浸水深	10.0m～	0棟
	5.0～10.0m	0棟
	3.0～5.0m	0棟
	0.5～3.0m	35棟
	～0.5m	79棟
	合計	114棟

1-4 対象とする災害廃棄物

本計画で対象とする災害廃棄物は指針に基づき、地震災害、風水害その他自然災害によって発生する廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物とします。

表 1-3 対象とする災害廃棄物

種 類	内 容
災害廃棄物	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物
可燃物 可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
不燃物 不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃系の廃棄物
コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
廃家電4品目	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは家電リサイクル法により処理を行う。
小型家電 その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
有害廃棄物 危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物、太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは自動車リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）など
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
し尿	仮設トイレ等からの汲み取りし尿

※上記は選別後の分類であり、災害時には上記のものが混合状態で発生する場合が多い。

出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月、環境省）

1-5 処理主体

災害廃棄物は一般廃棄物に区分されることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）により、基本的に市町村に処理責任があります。

災害廃棄物は、災害の規模によっては大量に発生するため、処理が長期間に及ぶ場合や処理施設の被災等により処理能力が不足する場合には、必要に応じて国や道、他市町村、民間事業者等に支援を要請します。

なお、厚岸町が地震や水害により甚大な被害を受け、北海道からの支援を受けてもなお適切な事務処理が出来ない場合には、地方自治法第 252 条の 14 の規程に基づき、北海道への事務委託を行うこととします。

災害後に事業活動を再開する際に発生する廃棄物（被災した事業所の撤去に伴う廃棄物や敷地内に流入した土砂や流木等）については、原則として事業者責任で処理するものとし、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）は原則として所有者が実施します。ただし、倒壊の恐れがあるなど二次災害の起因となる損壊家屋等については、厚岸町と損壊家屋等の所有者が協議・調整のうえ、厚岸町が撤去を行う場合があります。

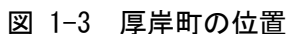
1-6 災害廃棄物処理の基本方針

本計画における災害廃棄物処理の基本方針は次のとおりとします。

基 本 方 針	内 容
①衛生的かつ迅速な処理	住民の生活環境・公衆衛生の保全に支障をきたすことがないよう、早期の復旧・復興を目指して衛生的で迅速かつ適正な処理を進めます。
②分別・リサイクルの推進	大量に発生する災害廃棄物の処理においては、被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再生利用・再資源化に努めて最終処分量を少なくします。
③環境への配慮	不法投棄や野焼きなどの防止を徹底し、環境に十分に配慮した処理を行います。
④安全な作業環境の確保	災害廃棄物は、ごみ組成の違いや危険物の混入により、通常の廃棄物処理と異なることが想定されます。したがって、必要な備品の手配及び管理、作業場所、仮置場等の状況把握の徹底を図り、作業の安全確保に努めます。

(1) 位置・地勢

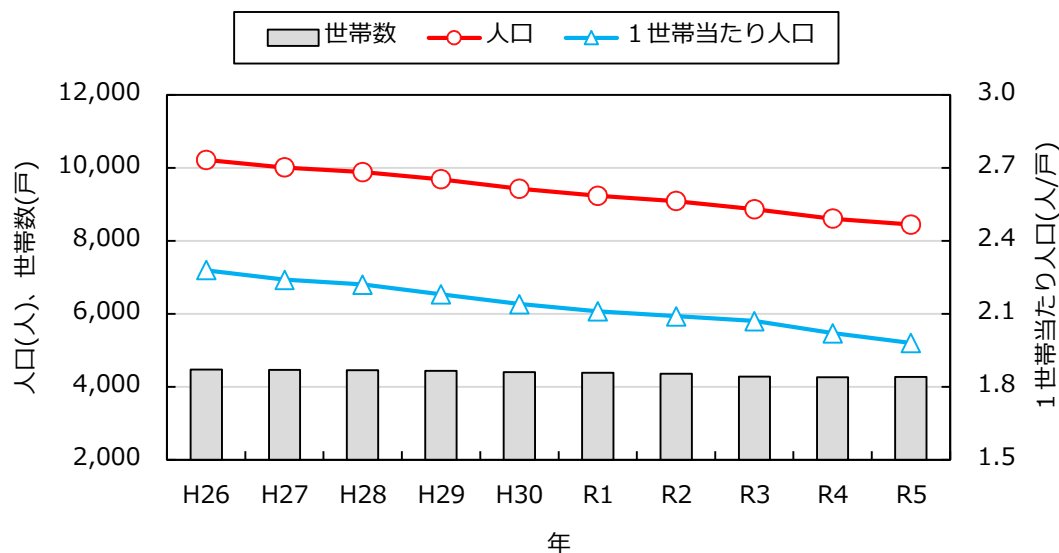
厚岸湖及び厚岸湾の海岸線には漁村が広く存在しています。また、北部の釧根台地には広大な酪農地帯が形成されています。



厚岸町の人口は、過去 10 年間（平成 26 年～令和 5 年）で減少し続けており、令和 5 年 9 月末時点で 8,449 人となっています。

表 1-4 人口と世帯数の推移

資料：厚岸町住民基本台帳（9月末値）



資料：厚岸町住民基本台帳（9月末値）

図 1-4 人口と世帯数の推移

（３）平時のごみ処理

厚岸町のごみの分別区分は、生ごみ・燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源となるごみ・有害なごみ・粗大ごみの６分類です。

ごみの分別区分ごとの処理先は、表 1-5 に示します。

生ごみは厚岸町有機資源堆肥センターで堆肥化处理、資源となるごみ、有害なごみは厚岸町不燃物処理場、厚岸町リサイクルセンターで処理を行い、粗大ごみは厚岸町ごみ処理場一時保管施設において処理を行っています。燃やせるごみは、令和２年１０月から釧路広域連合清掃工場で焼却処理を行っており、収集ごみ積替保管施設で積替えを行い、釧路広域連合へ運搬しています。令和６年４月からは、燃やせないごみと粗大ごみの中間処理後の残渣を焼却残渣とともに釧路市の最終処分場にて埋立処分します。

表 1-5 ごみ分別区分と処理先一覧

ごみ分別区分	処理先
生ごみ	厚岸町有機資源堆肥センター
燃やせるごみ	釧路広域連合清掃工場
燃やせないごみ	釧路市最終処分場
資源となるごみ・有害なごみ	厚岸町不燃物処理場、厚岸町リサイクルセンター
粗大ごみ	厚岸町ごみ処理場一時保管施設

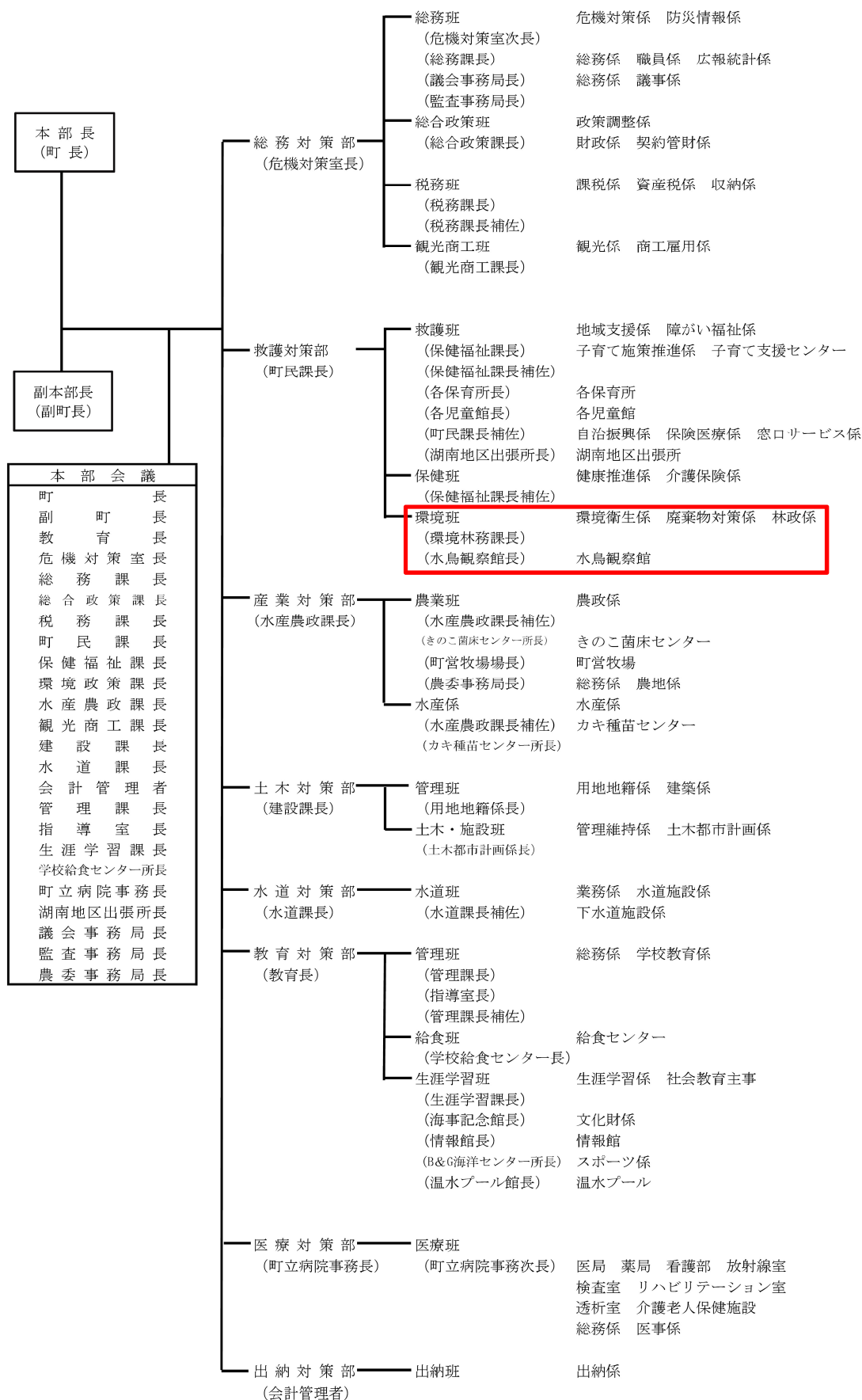
第2章 平時の備えと災害廃棄物対策

2-1 組織体制・指揮命令系統

(1) 厚岸町災害対策本部

厚岸町内において災害が発生、または災害が発生する恐れがある場合、厚岸町長は災害対策基本法に基づき、災害応急対策を実施するための災害対策本部を設置します。災害廃棄物に係る業務は、環境班（環境林務課）が担当します。

災害対策本部の組織図を図 2-1 に示し、環境班（環境林務課）の事務分掌表を表 2-1 に示します。



※本部長：町長、副本部長：副町長、本部員：教育長及び各課長等
出典：「厚岸町地域防災計画」（令和5年4月、厚岸町）

図 2-1 災害対策本部の組織図

表 2-1 廃棄物対策担当部局（環境班）の事務分掌

班名	所掌事項
環境班 (環境林務課)	1 遺体の火葬に関する事。 2 災害時の防疫及び被災地の環境衛生保持に関する事。 3 被災地の死亡獣畜の処理等に関する事。 4 災害時の公害発生予防及び応急措置に関する事。 5 林業施設及び林産物の被害調査及び応急対策等に関する事。 6 林業被害の復旧対策に関する事。 7 被災林野及び林産物の防疫に関する事。 8 町有林の被害調査及び応急対策に関する事。 9 山火事予消防に関する事。 10 林や関係機関との連絡調整に関する事。 11 他部班の応援に関する事。

(2) 災害廃棄物担当組織体制

発災後は、災害の規模に応じて、災害廃棄物処理における組織体制を整えます。

過去の大きな災害事例では、平時に廃棄物業務を担当している部署が災害廃棄物処理の中心となり、庁内調整・臨時職員の雇用・他自治体からの職員派遣等により人員を確保し対応している事例が多くありました。厚岸町においても、発災後は地域防災計画に基づき、環境班長を責任者とし、廃棄物対策係が中心となり他部署と連携しながら災害廃棄物処理にあたります。災害廃棄物処理の進捗や状況に応じて、組織体制を強化し、災害廃棄物処理業務を遂行します。

(3) 発災後の廃棄物処理業務

発災後における災害廃棄物対応業務の時期区分と特徴を表 2-2 に示します。

また、発災後の各時期で行う業務として、避難所ごみやし尿などの被災者の生活に伴って発生する廃棄物に関する業務については表 2-3、災害に伴って発生する災害廃棄物に関する業務については表 2-4 に示すとおりです。

表 2-2 発災後の時期区分と特徴

時期区分		時期区分の特徴	時期の目安
災害 応急 対応	初動期	人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う）	発災後数日間
	応急対応（前半）	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する時期）	～3 週間程度
	応急対応（後半）	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う時期）	～3 か月程度
復旧・復興		避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の時期）	～3 年程度

表 2-3 発災後における災害廃棄物処理業務（被災者の生活に伴う廃棄物）

項 目		内 容
初動期	家庭系ごみ	家庭系ごみの収集方針の決定・周知・広報 （災害で発生する片付けごみと混同しないようにする）
		ごみ処理施設等の被災状況の把握、安全性の確認
		生活ごみ・避難所ごみの保管場所の確保
		感染性廃棄物への対策
	し尿等	し尿収集業者の確認
		仮設トイレ（簡易トイレ含む）、消臭剤や脱臭剤の確保
		仮設トイレの必要数の把握、設置
		し尿の受入施設の確保（設置翌日からし尿収集運搬開始、処理・保管先の確保）
		仮設トイレの管理、し尿の収集・処理
（応急対応） （前半）	家庭系ごみ 避難所ごみ等	処理施設等の稼働運転、災害廃棄物緊急処理受入
		処理施設等の補修体制の整備、必要資機材の確保
		収集運搬・処理体制の確保
		処理施設の稼働状況に合わせた分別区分の決定
		収集運搬・処理の実施・残渣の最終処分
		感染性廃棄物への対策
	し尿等	収集状況の確認・支援要請
（応急対応） （後半）	家庭系ごみ 避難所ごみ等	仮設トイレの使用状況、維持管理方法等の利用者への指導（衛生的な使用状況の確保）
	し尿等	仮設トイレの使用方法、維持管理方法等の利用者への指導（衛生的な使用状況の確保）
復旧・復興	し尿等	処理施設等の補修・再稼働の実施
	し尿等	避難所の閉鎖、下水道の復旧等に伴う仮設トイレの撤去

※「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成 30 年 3 月、環境省）を参考

表 2-4 発災後における災害廃棄物処理業務（災害によって発生する廃棄物等）

項 目		内 容
初動期	被災状況の把握	町内全域、交通状況、収集ルート of 被災状況確認
	自衛隊等の連携	自衛隊・警察・消防との連携
	発生量	被害状況等の情報から災害廃棄物の発生量の推計開始
	収集運搬	片付けごみ回収方法の検討
		収集運搬体制の確保、ボランティアとの連携
		収集運搬の実施
	解体・撤去	通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去
	仮置場	仮置場必要面積の算定
		仮置場の候補地の選定
		受入に関する合意形成
		仮置場の確保・設置・管理・運営、火災・飛散防止策
		環境モニタリングの実施（特に石綿モニタリングは初動時から実施する）
	有害廃棄物・危険物対策	有害廃棄物・危険物への対策検討
	分別・処理・再資源化	腐敗性廃棄物の優先的処理
応急対応（前半）	住民対応	各種相談窓口の設置
		住民等への啓発広報
	発生量等	災害廃棄物の発生量、処理可能量の推計
	処理フロー	処理フローの作成、見直し
	処理スケジュール	処理スケジュールの検討、見直し
	解体・撤去	倒壊の危険性のある建物の優先撤去
	有害廃棄物・危険物対策	発生量・所在の把握、受入・保管方法の検討、処理先の確保、撤去作業の安全確保と優先的回収の実施
応急対応（後半）	分別・処理・再資源化	広域処理の必要性の検討
		仮設処理施設の必要性の検討
	収集運搬	必要に応じて広域処理の実施
		仮設処理施設の設置・管理・運営
復興・復旧	仮置場	仮置場の復旧・返却
	分別・処理・再資源化	仮設処理施設の解体・撤去

※「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成30年3月、環境省）を参考

2-2 情報収集・連絡体制

(1) 情報収集・記録

災害廃棄物を適正かつ円滑に処理を行うため、厚岸町は発災直後から、関係機関と連携しながら情報の一元化を図りつつ、必要な情報の提供・共有を行います。

表 2-5 情報収集（提供・共有）項目

区分	情報共有項目	目的
避難所と避難者数の把握	・ 避難所名 ・ 各避難所の避難者数 ・ 各避難所の仮設トイレ数	・ 仮設トイレ必要基数把握 ・ 生活ごみ、し尿の発生量把握
建物の被災状況の把握	・ 建物の全壊及び半壊棟数 ・ 建物の焼失棟数	・ 災害廃棄物の発生量、種類等の把握
水道・道路等の被災状況の把握	・ 水道施設の被害状況 ・ 断水の状況と復旧の見通し ・ 下水処理施設の被災状況 ・ 道路、橋梁の被災状況と復旧の見通し	・ し尿発生量等の把握 ・ 仮置場、収集運搬ルート確保

(2) 北海道等との連絡及び報告する情報

災害廃棄物に係る情報は、必要に応じて北海道や関係機関と共有するとともに、被災状況に応じて支援要請等を行います。

災害廃棄物処理に関して、北海道と共有する情報を表 2-6 に、大規模災害発生時の関係機関との連絡体制を図 2-2 に示します。

表 2-6 北海道と共有する情報

区分	報告する情報	目的
家屋等の被災状況	- 全壊、倒壊戸数 - 浸水区域、浸水戸数（床上、床下） - 土砂崩れ等の状況	迅速な処理体制の構築
災害廃棄物の発生状況	- 災害廃棄物の種類と発生量 - 必要な支援	
廃棄物処理施設の被災状況	- 被災状況、復旧見通し - 必要な支援	
仮置場整備状況	- 仮置場の位置と規模 - 必要資材の調達状況 - 運営体制の確保に必要な支援	
腐敗性廃棄物・有害廃棄物の発生状況	- 腐敗性廃棄物の種類と発生量 - 有害廃棄物の種類と発生量 - 各廃棄物の処理、拡散状況	- 生活環境の保全 - 災害廃棄物処理の全体像把握
災害廃棄物処理の状況	処理量と進捗状況	

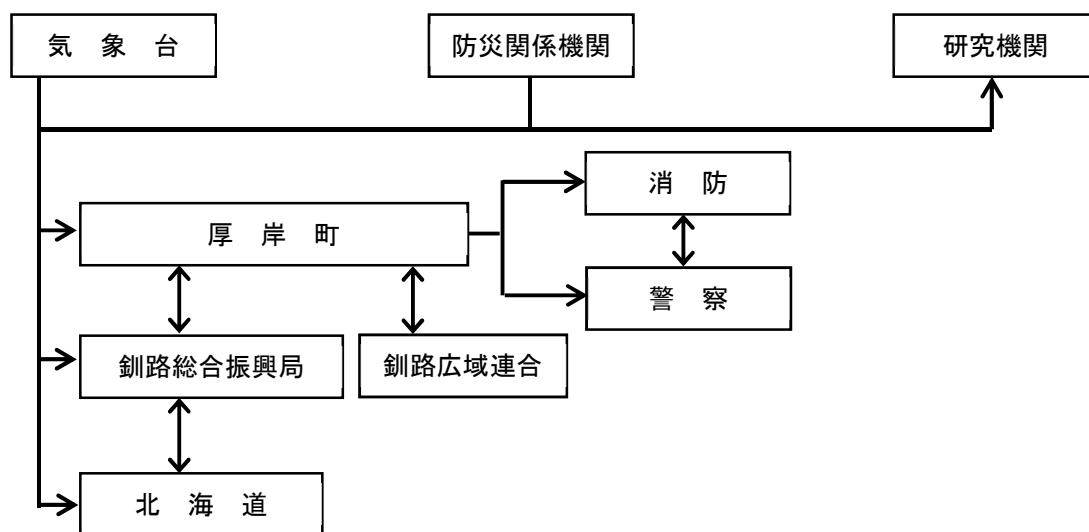


図 2-2 大規模災害発生時の連絡体制

※「北海道災害廃棄物処理計画 資料編」（平成30年3月、北海道）を参考

2-3 協力・支援体制

(1) 自衛隊・警察・消防との連絡

発災直後は、人命救助・被災者の安全確保を最優先とし、ライフラインの確保のための災害廃棄物の撤去対策、貴重品・思い出の品等の取扱い、不法投棄の防止対策などを含め、自衛隊、警察、消防等と連携を図ります。

必要に応じて、災害廃棄物に含まれる有害物質等の情報を自衛隊、警察、消防等に提供します。

(2) 他市町村等、北海道及び国との協力・支援

災害廃棄物はほとんどが一般廃棄物であるため、基本的に被災した市町村が処理を行うものですが、その被害規模によっては、市町村単独での処理が困難となる場合が想定されます。厚岸町のみで対応が困難と判断された場合は、図 2-3 に示す北海道及び市町村相互応援の応援要請等の連絡系統に基づき、北海道職員や他の職員等の派遣について協議・調整を要請します。また、被害が甚大で災害廃棄物の処理を進めることが困難な場合には、地方自治法に基づいて北海道が厚岸町に代わって処理を行うことも想定されます。

また、国では環境省・地方環境事務所を中心として国立環境研究所やその他専門機関、関係団体から構成される「災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net)」を構築しており、こうした仕組みを活用して災害廃棄物の処理体制の構築に努めます。

厚岸町では、災害廃棄物処理を円滑に進めるため、周辺市町村や民間事業者等との連絡体制の構築を進めるとともに、災害廃棄物処理に係る協定も活用します。

災害廃棄物処理に関する協定一覧を表 2-7 に示します。

連絡系統

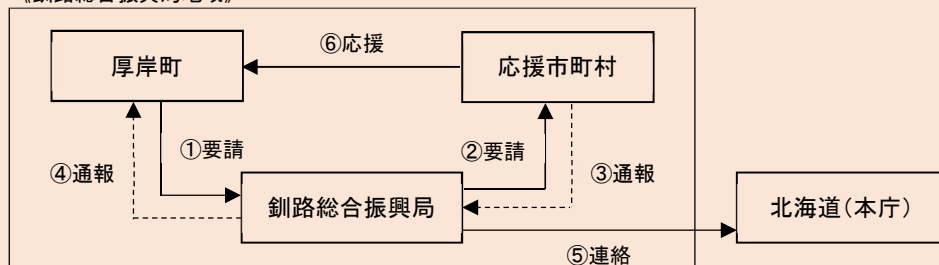
(応援の要請等の連絡系統)

応援の要請及び応援の可否に関する通報の連絡系統は、以下のとおりとする。

釧路総合振興局との連絡が取れない場合、または釧路総合振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間または北海道(本庁)を経由して応援要請及び通報を行うものとする。なお、事後にその旨を連絡するものとする。

第1要請(釧路総合振興局の市町村への要請)

《釧路総合振興局地域》

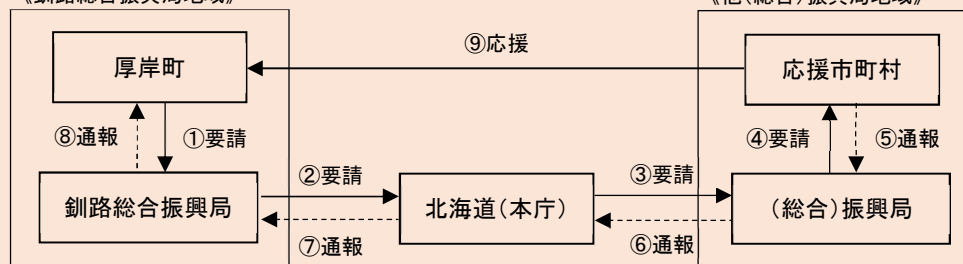


第1要請時の連絡系統図

第2要請(他(総合)振興局の市町村への要請)

《釧路総合振興局地域》

《他(総合)振興局地域》

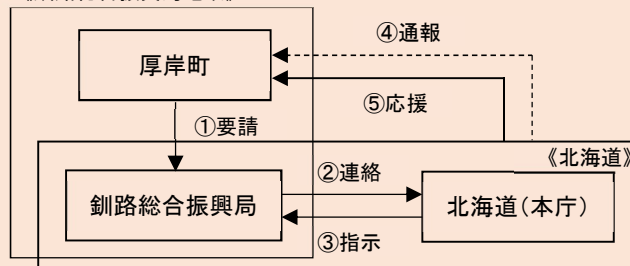


第2要請時の連絡系統図

第3要請(道への要請)

《釧路総合振興局地域》

《北海道》



第3要請時の連絡系統図

図 2-3 北海道及び市町村相互の応援要請等の連絡系統

※「北海道災害廃棄物処理計画 資料編」(平成30年3月、北海道)を参考

表 2-7 災害廃棄物処理に係る行政機関との協定一覧

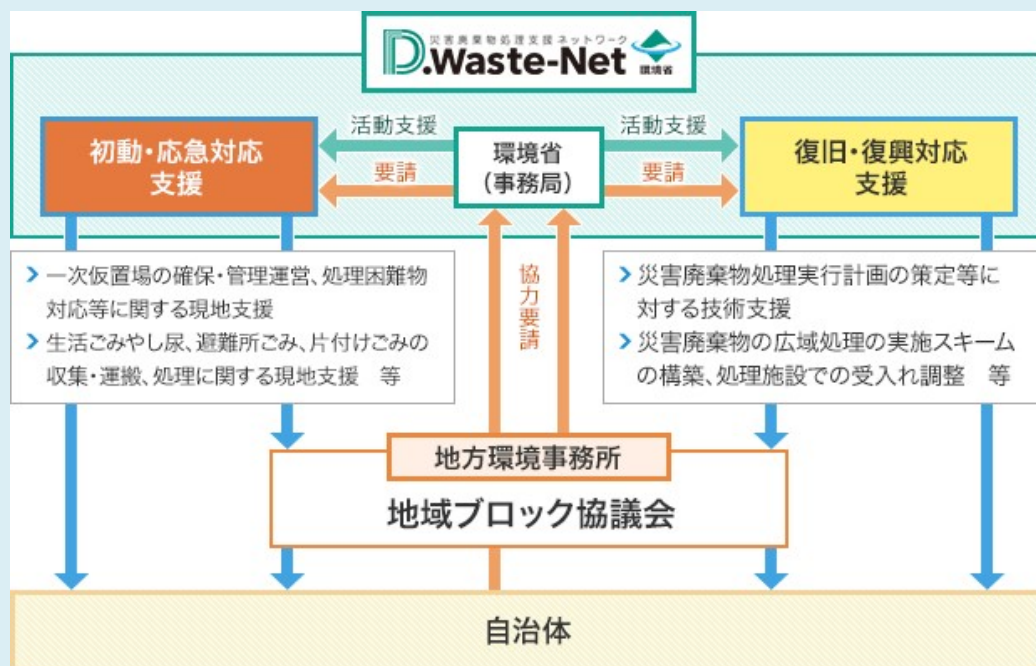
締結年月日	協定名	締結先
平成10年11月9日	友好都市相互応援協定	山形県村山市
平成12年4月26日	全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定	全国あやめサミット連絡協議会加盟34自治体
平成19年7月31日	日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会災害時相互応援に関する協定	日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会34自治体
平成20年3月11日	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道町村会
平成24年9月24日	釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町 釧路管内8市町村防災基本協定	釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町
平成25年10月1日	災害時における「道の駅厚岸グルメパーク」の防災拠点化に関する協定	北海道開発局釧路開発建設部
平成30年10月4日	津波警報発表時における厚岸町役場庁舎及び釧路方面厚岸警察署庁舎の代替施設使用に関する協定	釧路東部消防組合 釧路方面厚岸警察署

※「厚岸町地域防災計画 資料編」（令和5年4月、厚岸町）を参考

コラム：災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）って？

環境省の協力要請を受けて、災害の種類や規模等に応じて、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるように、「平時」と「災害発生時」の各局面において支援活動を行う人的なネットワークです。

平成 30 年の北海道胆振東部地震や、最近では令和 5 年 7 月 15 日からの梅雨前線による大雨（秋田県）の災害で、D.Waste-Net を通じて人材派遣を行い、専門家による災害廃棄物の発生量の推計や災害廃棄物の仮置場の管理・運営や収集運搬について支援した実績があります。



【図：D.Waste-Net の災害時支援の仕組み】

(3) 民間事業者との連携

厚岸町は、表 2-8 のとおり民間事業者と災害廃棄物の処理に関連した協定を締結しています。

災害が発生した際の情報収集や、単独で対応することが困難な量の災害廃棄物等の発生が予見される場合など、支援を受ける必要がある場合には、協定等に基づき民間事業者に対して連携を要請します。

連携内容は、災害廃棄物等の処理に直接関係するものから資機材の提供、電気や上下水道施設などの復旧支援等、災害復旧・災害廃棄物等の処理に間接的に資する項目まで多岐にわたります。

表 2-8 災害廃棄物処理に係る民間事業者等との協定

締結年月日	協定名	締結先
平成20年12月29日	災害時の応急対策活動協力に関する協定	厚岸建設業協会
平成22年4月1日	災害時における厚岸町と厚岸郵便局の協力に関する協定	郵便局（株）厚岸郵便局
平成25年2月22日	災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	共成レンテム、カナモトサンワ機械リース
平成25年2月22日	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	釧路地方石油業協同組合厚岸支部
平成27年7月30日	緊急時における輸送業務に関する協定	一般社団法人根釧地区トラック協会厚岸支部
平成29年4月19日	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	（株）ゼンリン
平成30年2月26日	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	太田自治会
平成30年3月2日	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	厚岸町社会福祉協議会
平成30年11月21日	災害時における上下水道所管施設の応急復旧活動協力に関する協定の締結について	釧路厚生社・厚岸清掃社共同事業体
平成30年11月21日	災害時における上下水道所管施設の応急復旧活動協力に関する協定の締結について	厚岸排水設備連絡会
令和3年2月24日	厚岸町とヤマト運輸株式会社との包括的連携に関する協定書	ヤマト運輸株式会社
令和3年3月22日	災害時における資機材等の提供に関する協定	日立建機日本株式会社 北海道支社道東支店
令和3年4月16日	災害時における次世代自動車からの電力供給等の協力に関する協定	釧路自動車販売店協会6社 ・釧路トヨタ自動車株式会社 ・釧路トヨペット株式会社 ・トヨタカローラ釧路株式会社 ・ネットトヨタ釧路株式会社 ・帯広日産自動車株式会社 ・北海道マツダ販売株式会社
令和3年7月21日	大規模災害時における支援活動に関する協定	一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク
令和3年11月17日	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	特定非営利活動法人のんき村

※「厚岸町地域防災計画 資料編」（令和5年4月、厚岸町）を参考

(4) ボランティアとの連携

地域防災計画では、厚岸町社会福祉協議会及びボランティア団体・NPO との連携を図ることとしています。

被災地でのボランティア活動には様々な種類があり、災害廃棄物に係る活動としては、被災家屋からの災害廃棄物の搬出、貴重品や思い出の品の整理・清掃・返還等が挙げられます。

【災害ボランティアの受入・活動における留意点】

- ・ 災害廃棄物処理を円滑に行うため、災害ボランティアに対して分別方法や排出禁止物(便乗ごみ等)、搬出方法、搬出先(仮置場)、保管方法について説明を行います。
- ・ 災害廃棄物の撤去現場には、ガスボンベ等の危険物が存在するだけでなく、建材の中には石綿を含有する建材が含まれている可能性があります。このことから、災害ボランティア活動にあたっての注意事項は必ず伝えるとともに、危険物等を取り扱う可能性のある作業は行わせないものとします。
- ・ 災害廃棄物の数量管理に役立てるため、撤去した災害廃棄物の量(フレコンバッグの数など)や種類、搬出先などについて可能な限り活動報告で報告してもらうこととします。
- ・ 作業にあたっては、破傷風、インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症予防及び粉塵に留意します。感染症予防のため、マスクは必ず着用し、体調不良があった場合や怪我をした場合には綺麗な水で傷を洗い、速やかに最寄りの医療機関にて診察を受けてもらうよう促します。
- ・ 津波や水害の場合、被災地を覆った泥に異物や汚物が混入しており、感染症などの危険性があるため、通常の清掃作業以上に衛生管理の徹底を図る必要があります。また、時間が経つほど作業が困難になるため、復旧の初期段階で多くの人員が必要となりますが、感染症やケガ予防のため装備を十分に行い、作業後の手洗いや消毒を行うよう指導します。

2-4 職員への教育訓練

災害時には、災害廃棄物処理に精通し、かつ柔軟な発想と決断力を有する人材が求められることから、平時から災害時における職員の対応能力の維持と向上を図る必要があります。

厚岸町では、国や北海道で開催する研修に参加するなど、災害廃棄物処理に求められる人材育成に努めます。

職員においては、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練等も活用しながら、組織の強化、連絡体制の確認、災害廃棄物処理に対する対応力の増強を図ります。

2-5 一般廃棄物処理施設の現状

厚岸町内で発生する一般廃棄物の処理施設を表 2-9 に示します。令和 6 年 4 月からは、燃やせないごみと粗大ごみの処理後残渣を釧路市の最終処分場にて埋立処分します。

し尿及び浄化槽汚泥は、厚岸終末処理場内の流量調整棟に投入し、前処理を行った後に厚岸終末処理場で下水道との一元処理を行っています。

災害時には、一般廃棄物処理施設の被災状況を確認するとともに、施設が被災した場合に対処するため、平時より施設の補修や運転に必要な資機材等の備蓄を行います。

表 2-9 一般廃棄物処理施設の一覧

施設名称	処理対象物	施設概要	住所・連絡先
釧路連合清掃工場 (焼却施設)	燃やせるごみ	処理能力：240t/日 (120t/日×2 炉) 流動床式ガス化熔融炉	釧路市高山 30 番地 1 TEL：0154-92-2002
厚岸町不燃物処理場	資源となるごみ (紙類、びん 類、缶類、布類、廃食用油)	処理能力：5t/日 圧縮・梱包	厚岸町サンヌシ 34 番地
厚岸町ごみ処理場一 時保管施設	粗大ごみ	施設面積：663.08m ²	厚岸町サンヌシ 34 番地
厚岸町リサイクルセ ンター	資源となるごみ (ペットボト ル、プラスチック類、白色トレ イ、発泡スチロール)	処理能力：4t/日 圧縮・梱包	厚岸町サンヌシ 34 番地
厚岸町有機資源堆肥 センター	生ごみ	処理能力：30.4t/日	厚岸町大別 1 番地
釧路市最終処分場	燃やせないごみ 粗大ごみ処理後残渣	埋立容量：233,000m ³ 浸出水処理施設能力：170m ³ /日	釧路市高山 17 番地 1、 29 番地 1 TEL：0154-31-4551
厚岸終末処理場 流量調整棟	し尿・浄化槽汚泥	し尿・汚泥投入量：17.9m ³ /日	厚岸町有明 2 丁目
厚岸終末処理場 (公共下水道)	し尿・浄化槽汚泥	処理能力：3,808m ³ /日 (日最大) オキシデーションディッチ法	厚岸町有明 2 丁目

2-6 仮設トイレ等し尿処理

(1) 仮設トイレへの対策

災害時におけるし尿処理対策は、町民の健康管理や衛生環境の確保を進めるうえで重要です。

災害時には、停電や断水、上下水道施設の被災により水洗トイレが使用できなくなる恐れがあり、仮設トイレ等のし尿処理が多く発生することが想定されます。

仮設トイレから発生するし尿は、原則として平時の体制により収集運搬及び処理を行います。災害時は収集車両の燃料不足も懸念されるため、燃料の確保にも配慮します。

厚岸町では、平時より災害対策トイレを備蓄することに努めるほか、仮設トイレを備蓄する建設事業者やレンタル事業者と災害支援協定の締結に努めます。必要な仮設トイレや資機材が不足する場合は、北海道等へ支援の要請を行います。

(2) し尿発生量の推計

し尿発生量及び仮設トイレ必要基数は、想定する災害の避難者数をもとに、指針に示される表 2-10 の方法で推計します。

表 2-10 し尿発生量及び仮設トイレ必要基数の推計方法

し尿	し尿発生量＝ 仮設トイレ使用人数（人）× し尿の1人1日平均排出量（L/人・日）
仮設トイレ必要設置数	仮設トイレ必要設置数＝ 仮設トイレ必要人数÷仮設トイレ設置目安*（人/基） ※仮設トイレ設置目安＝ 仮設トイレ容量÷し尿の1人1日平均排出量÷収集計画
仮設トイレ必要人数	本計画では避難者数とする
仮設トイレの平均的容量	400L
し尿の1人1日平均排出量	1.7L/人・日
収集計画	3日に1回の収集
仮設トイレ使用人数	仮設トイレ使用人数＝避難者数とする

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料【技 14-3】」（令和2年3月改定、環境省）

日本海溝・千島海溝沿いの地震では、避難者数は3,300人と推計されています。

尾幌川水系尾幌川の洪水浸水では、ハザードマップから整理した建物被害棟数をもとに、避難者数を算出します。

日本海溝・千島海溝沿いの地震では、約5.6kL/日のし尿が発生し、仮設トイレは43基必要と推計されます。尾幌川水系尾幌川の洪水浸水では、約0.4kL/日のし尿が発生し、仮設トイレは3基必要と推計されます。

表 2-11 し尿発生量及び仮設トイレ必要設置数

対象災害	避難者数 (人)	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ必要 設置数 (基)
日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震	3,300	5,610	43
尾幌川水系尾幌川の洪水浸水	226	384	3

【尾幌川水系尾幌川の洪水浸水における避難者数の考え方】

建物被害棟数から、1棟あたり1世帯が住居していると仮定し、厚岸町における1世帯あたり人員を用いて避難者数を算出します。

<条件>

- 建物被害棟数：114棟
- 人口：8,449人、世帯数：4,275世帯（令和5年9月末値）
- 1世帯あたり人員：人口 ÷ 世帯数 = 1.98人/世帯

<避難者数>

建物被害棟数に1世帯あたり人員を乗じて算出すると、避難者数は226人と推計されます。

（3）仮設トイレの設置

災害発生後は速やかに仮設トイレ等を必要とする場所及び数量を把握し、備蓄している簡易トイレや仮設トイレ等を設置します。なお、備蓄数が不足する場合は、協定事業者や他自治体等に提供依頼を行います。

仮設トイレの設置には、通常 1～3 日程度必要となることから、仮設トイレが使用可能となるまで、災害発生直後から使用可能な携帯型トイレ（便袋）や簡易型トイレを避難所等に備蓄しておくことが重要です。災害対策トイレの種類を表 2-12 に示します。

仮設トイレの設置にあたり、和式仮設トイレでは高齢者や障がい者には使用しにくい場合があるため、可能な限り洋式仮設トイレを優先的に設置することとします。

また、女性や子供への配慮として、仮設トイレは設置当初から女性用を別にし、女性用トイレの割合を増やすとともに、子供用便座や生理用品等を準備することで、安心して利用できる環境の整備に努めます。

仮設トイレの設置、運営にあたっては、避難所でのトイレの使用・清掃ルールを作り、きれいな使い方や消毒の徹底等、仮設トイレの臭気等衛生対策を行います。

表 2-12 災害対策トイレの種類

災害対策 トイレ型式	概要	現地での 処理	備蓄性 ※1
携帯型トイレ 	- 既存の様式便器につけて使用する便袋タイプ。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。 - 調達の容易性、備蓄性に優れる。 - 使用済み便袋の保管場所の確保、回収、臭気対策について検討が必要。	保管・回収	◎
簡易型トイレ 	- 段ボール等の組立て式便器に便袋をつけて使用する。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。 - 既設の個室があれば使用でき、設置が容易。 - 使用済み便袋の保管場所の確保、回収、臭気対策について検討が必要。	保管・回収	○
仮設トイレ (汲取り) 	- イベント時や工事現場の仮設トイレとして利用されているもの。 - 鍵をかけることができ、照明・水洗付きのものもあり、衛生的に使用できる。 - 汲み取り方法や汲み取り体制等の維持管理ルールと臭気対策が必要。 - 屋外使用となるため、トイレ周辺や室内に照明を設置するなど、安全対策が必要。	汲取り	△

※1：備蓄性の基準：◎小スペースで備蓄可能、○倉庫等で備蓄できる、△一定の敷地が必要

出典：「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府）」（平成28年4月）、「災害廃棄物対策指針 技術資料【技24-18】」（平成31年4月1日改定、環境省）

出典：写真は「避難所等におけるトイレ対策の手引き」（兵庫県）、国土交通省HPより

2-7 避難所ごみへの対策

(1) 避難所ごみへの対策

他地域の過去の災害の経験から、避難所においてごみの分別を行うことはその後のスムーズな処理へと繋がると考えられるため、可能な限り分別を行うこととします。

避難所で発生するごみとして、腐敗性廃棄物やし尿のほかに避難所内における医療行為に伴い発生する感染性廃棄物が想定されるため、避難所での感染症を防ぐための分別・管理を行うこととし、害虫の発生対策についても行います。

避難所ごみの収集運搬は、原則として平時の体制により行うこととし、仮置場には搬入しないこととします。避難所の開設状況や避難者数から収集必要量を把握するとともに、道路の被害状況を確認し、家庭系ごみの収集も含めた効率的な対応を検討します。災害時は収集車両の燃料不足も懸念されるため、燃料の確保に努めます。

避難所におけるごみ分別のポイント、避難所で発生するごみと保管方法について表 2-13、表 2-14 に示します。

表 2-13 避難所におけるごみの分別について

時期	避難所ごみの分別のポイント
初動時 (発災後～3 日後)	・ 初動時には、水・食料・トイレのニーズが高く、水と食料を中心とした支援物資が避難所に届けられるため、それに伴う段ボール・ビニール袋・容器包装等のプラスチック類・生ごみ・し尿等が発生する。 ・ 衛生管理の点から、粗くても良いので段ボールやごみ袋、ラベリング用品（ペン・ガムテープ等）で分別を行う。
応急対応時 (3 日後以降)	・ 応急対応時には、救援物資が増え、衣類・日用品も届き始めるため、日用品に伴うごみも多く発生する。 ・ 避難所ごみの収集が開始されるまで、資源ごみについては可能であれば避難所で保管する。

表 2-14 避難所で発生する廃棄物と保管方法

種類	発生源	保管方法
腐敗性廃棄物 (生ごみ)	残飯等	ハエ等の害虫の発生が懸念されることから、保管容器に入れ、厚岸町有機資源堆肥センターにおいて堆肥化を実施する。
段ボール	食料の梱包	分別保管する。新聞紙等も分別する。
ビニール袋 プラスチック類	食料・水の容器包装等	袋に入れて分別保管する。
衣類	洗濯できないことによる着替え等	分別保管する。
し尿	携帯トイレ 仮設トイレ	分別保管し、速やかに処理する。
感染性廃棄物（注射針、血の付着したガーゼ等）	医療行為	回収方法や処理方法等について医療行為との調整が必要となる。保管のために専用容器を設置し、保管・管理する。

※「災害廃棄物対策指針 技術資料【技 16-1】」（令和 2 年 3 月改定、環境省）を参考

(2) 避難所ごみ発生量の推計

避難所ごみの発生量の推計は、指針に基づき、表 2-15 に示す方法で推計します。

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、約 3.3t/日の避難所ごみが発生すると推計されます。尾幌川水系尾幌川の浸水洪水では、約 0.2t/日の避難所ごみが発生すると推計されます。

表 2-15 避難所ごみ発生量の推計方法

避難所ごみ	避難所ごみ発生量 (g/日) = 避難者数 (人) × 発生原単位※ (g/人・日)
発生原単位	令和4年度の計画収集ごみ排出量：3,095トン 令和5年9月末現在の行政区域内人口：8,449人 発生原単位：1,004g/人・日 ※発生原単位とは、住民1人が1日当たりに排出するごみの量のことをいいます。

表 2-16 避難所ごみ発生量の推計結果

対象災害	避難者数 (人)	避難所ごみ発生量 (t/日)
日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震	3,300	3.31
尾幌川水系尾幌川の浸水洪水	226	0.23

コラム：東日本大震災における災害発生直後のし尿収集状況

厚岸町では、東日本大震災を経験した被災市町村（南三陸町、石巻市）を視察し、廃棄物担当の方から災害発生直後の様子や経験をヒアリングしています。

南三陸町では、津波の影響で水道が使用できず、し尿処理は他自治体で処理を行っていました。また、水が使えないこともあり、災害発生後しばらくの間は土に穴を掘って用を足していたそうです。

また、し尿等の収集にあたっては、災害発生時に収集車両が山の上にある処理施設にいたため収集車両の被害がなかったこともあり、し尿等の収集は可能だったようですが、初動時のし尿の収集は被災していない箇所からの対応となったほか、収集車両の燃料確保の重要性や、可能であればおむつやトイレトペーパー等の日用品をストックしておいた方が良いとの意見が聞かれました。

コラム：東日本大震災における災害発生直後のごみ収集状況

南三陸町では、津波の影響で水道が使用できなかったため、通常よりも多くの生活系ごみ（プラスチック製の使い捨ての皿など）が排出されました。また、平時のごみ分別区分は16区分ですが、避難所におけるごみの分別は、可燃ごみ・不燃ごみ・缶・びん・ペットボトル・ダンボールの6区分としたそうです。

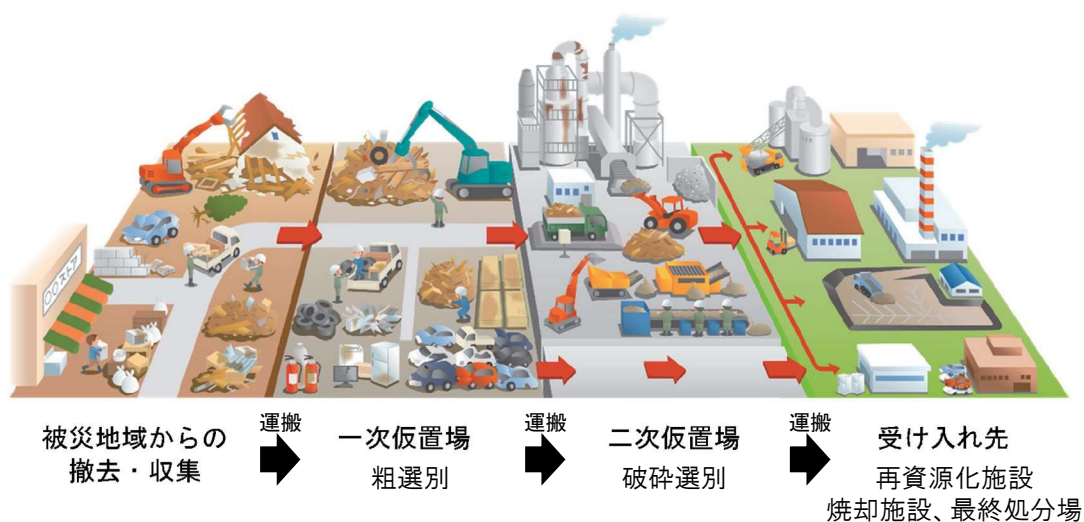
初動時のごみの収集は、携帯電話がつかない状態が続いたため、朝にミーティングを行い、全員で各自のその日の作業内容を確認してから作業にあたったとのことでした。ごみ収集の開始は災害発生後5日目から、収集したごみの処理は他自治体に委託を行って対応していました。

2-8 災害廃棄物処理

(1) 災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物は、被災現場から分別したうえで仮置場へ搬入し、仮置場でさらに分別して集積・保管します。これらの災害廃棄物は、種類や性状に応じて破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用、あるいは最終処分を行います。

既存の廃棄物処理施設において目標期間内で処理しきれない場合は、二次仮置場を設置して、必要に応じて破碎、選別、焼却のための仮設処理施設の設置を検討します。



出典：「災害廃棄物に関する研修ガイドブック総論編」（平成29年3月、国立研究開発法人国立環境研究所）

図 2-4 災害廃棄物処理の流れ

（２）災害廃棄物発生量の推計

1) 地震災害

① 災害廃棄物発生量の推計方法

災害廃棄物発生量は、指針に基づき表 2-17 に示す方法で算出します。

推計に用いる各係数は表 2-18 に示します。

表 2-17 災害廃棄物発生量の推計方法

【災害廃棄物全体量】	
災害廃棄物全体量	
＝建物解体に伴い発生する災害廃棄物量＋建物解体以外に発生する災害廃棄物量	
【建物解体に伴い発生する災害廃棄物量】	
建物解体に伴い発生する災害廃棄物量	
＝（住家全壊棟数＋非住家全壊棟数）×災害廃棄物発生原単位※×全壊建物解体率 ＋（住家半壊棟数＋非住家半壊棟数）×災害廃棄物発生原単位×半壊建物解体率	
※災害廃棄物発生原単位：建物1棟あたりに発生する災害廃棄物の量をいいます。	
災害廃棄物発生原単位	
＝木造床面積×木造建物発生原単位×木造建物の解体棟数の構造内訳 ＋非木造床面積×非木造建物発生原単位×非木造建物の解体棟数の構造内訳	
【建物解体以外に発生する災害廃棄物量】	
建物解体以外に発生する災害廃棄物量	
＝（住家全壊棟数＋非住家全壊棟数）×片付けごみ及び公物等量発生原単位	

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料【技 14-2】」（令和 5 年 4 月 28 日改定、環境省）

表 2-18 災害廃棄物全体量の推計に用いる各係数

項目	単位	地震		水害	土砂災害
		揺れ	津波		
木造建物延床面積	㎡/棟	119.2			
非木造建物延床面積		279.4			
木造建物発生原単位	トン/㎡	0.5			
非木造建物発生原単位		1.2			
木造建物の解体棟数の構造内訳	－	89.2%			
非木造建物の解体棟数の構造内訳	－	10.8%			
全壊建物解体率	－	0.75	1.0	0.5	
半壊建物解体率	－	0.25	0.25	0.25	0.1
片付けごみを含む公物等量	トン/棟	53.5	82.5	30.3	164

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料【技 14-2】」（令和 5 年 4 月 28 日改定、環境省）

② 津波堆積物発生量の推計

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定において、厚岸町では図 2-5 に示すように浸水域が想定されています。

津波堆積物の推計は、指針に基づき表 2-19 に示す方法で算出します。

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、津波堆積物の発生量は約 112 万トンと推計されます。



出典：「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定」（令和4年7月28日、北海道）

図 2-5 釧路総合振興局管内において想定される浸水域図

表 2-19 津波堆積物発生量の推計方法

【津波堆積物の発生量】

津波堆積物の発生量＝津波浸水面積×津波堆積物の発生原単位※

※ここでの発生原単位とは、浸水面積1㎡あたりに発生する津波堆積物の量（t）をいいます。

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料【技14-2】」（令和5年4月28日改定、環境省）

表 2-20 津波堆積物発生量の推計結果

想定する災害	浸水面積		津波堆積物（t）
	（ha）	（㎡）	
日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震	4,672	46,720,000	1,121,280

※浸水面積は令和3年7月19日に北海道防災会議地震専門委員会より公表された数値です。

③ 災害廃棄物発生量の推計結果

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震における災害廃棄物発生量は、表 2-21 の建物被害棟数をもとに推計します。

なお、北海道において公表されている被害想定では全壊棟数の内訳（住家、非住家）が公表されていないため、本計画においては全て住家として推計を行います。また、全壊棟数のうち、液状化による倒壊棟数は、地震（揺れ）に含めて推計します。

想定する災害では、建物解体に伴い発生する災害廃棄物と解体以外に発生する災害廃棄物として約 52 万トンの災害廃棄物の発生が見込まれます。津波堆積物を含めた災害廃棄物発生量は、約 164 万トンと推計されます。

表 2-21 想定建物被害棟数

建物被害	区分	建物被害棟数
全壊	地震（揺れ）	700棟
	津波	2,500棟
	土砂崩れ（土砂災害）	10棟

※地震（揺れ）による全壊棟数は380棟、液状化による全壊棟数は320棟。

表 2-22 災害廃棄物全体量の推計結果（地震災害）

想定する災害	区分	建物解体に伴い発生 する災害廃棄物量 $Y_1(t)$	建物解体以外に発生 する災害廃棄物量 $Y_2(t)$	津波堆積物 $T(t)$	災害廃棄物 発生量 (t)
日本海溝・千 島海溝沿いの 巨大地震	地震	46,935	37,450	－	84,385
	津波	223,500	206,250	1,121,280	1,551,030
	土砂崩れ	447	1,640	－	2,087
	合計	270,882	245,340	1,121,280	1,637,502

④ 災害廃棄物の組成別発生量の推計

災害廃棄物の組成別の発生量は指針に基づき、下記に示す方法で算出します。

災害廃棄物組成の設定値は指針を参考に、揺れによって発生する災害廃棄物には平成 28 年熊本地震における災害廃棄物の組成割合、津波によって発生する災害廃棄物には東日本大震災における災害廃棄物の組成割合、土砂崩れによって発生する災害廃棄物には平成 30 年 7 月豪雨における災害廃棄物の組成割合を用いることとします。

推計結果を表 2-24 に示します。

$\text{災害廃棄物の種類別の発生量(トン)} = \text{災害廃棄物の発生量の合計(トン)} \times \text{組成割合(\%)}$

表 2-23 災害廃棄物の組成割合

災害廃棄物の種類	組成割合				
	東日本大震災 (津波)	熊本地震： 木造 (揺れ)	熊本地震： 非木造 (揺れ)	平成30年7月 豪雨（水害）	平成30年7月 豪雨 (土砂災害)
柱角材	5%	18%	0%	8.6%	2.4%
可燃物	17%	1%	2%	8.5%	5.7%
不燃物	30%	26%	0%	21.3%	3.0%
コンクリート がら	41%	51%	93%	30.0%	3.2%
金属くず	3%	1%	3%	1.4%	0.3%
その他	4%	3%	2%	1.2%	14.9%
土砂	0%	0%	0%	29.0%	70.5%

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料【技14-2】」（令和5年4月28日改定、環境省）

表 2-24 種類別の災害廃棄物発生量（地震災害）

想定する災害	種類	災害廃棄物発生量（t）			
		揺れ	津波	土砂崩れ	合計
日本海溝・千島 海溝沿いの巨大 地震	柱角材	13,549	21,488	50	35,087
	可燃物	935	73,058	119	74,112
	不燃物	19,571	128,925	63	148,559
	コンクリートがら	46,864	176,198	67	223,129
	金属くず	1,026	12,893	6	13,925
	その他	2,440	17,190	311	19,941
	土砂	0	0	1,471	1,471
	津波堆積物	－	1,121,280	－	1,121,280
	合計	84,385	1,551,030	2,087	1,637,502

※四捨五入により、合計と内訳が一致しない場合があります。

2) 風水害

① 建物被害棟数の推計

厚岸町防災ハザードマップを用いて、浸水による建物被害棟数を整理し、地震災害と同様に指針に示される方法で推計を行います。

ハザードマップより整理した浸水深ごとの被害棟数から、建物被害区分（全壊・半壊・床下浸水）に該当する建物棟数を算出します。被害区分は、内閣府による「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月）」参考に設定します。被害区分ごとの建物被害棟数の考え方を図 2-7 に示します。被害区分に応じて整理した建物被害棟数は、表 2-25 のとおりです。

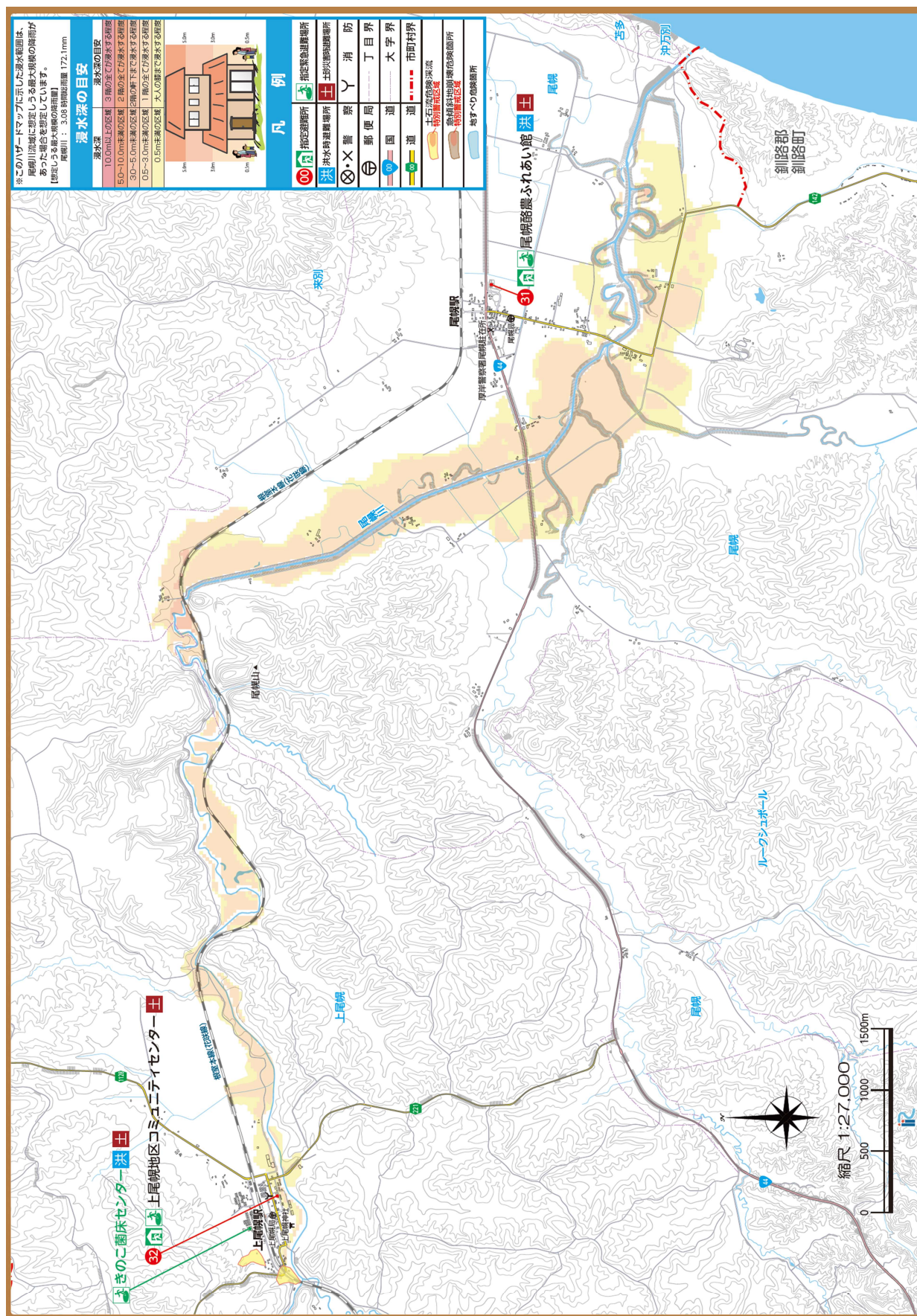


図 2-6 厚岸町防災ハザードマップ

表 2-25 想定建物被害棟数

浸水深区分	建物被害	建物被害棟数
1.8m～	全壊	17棟
0.5m～1.8m	半壊	18棟
0m～0.5m	床下浸水	79棟

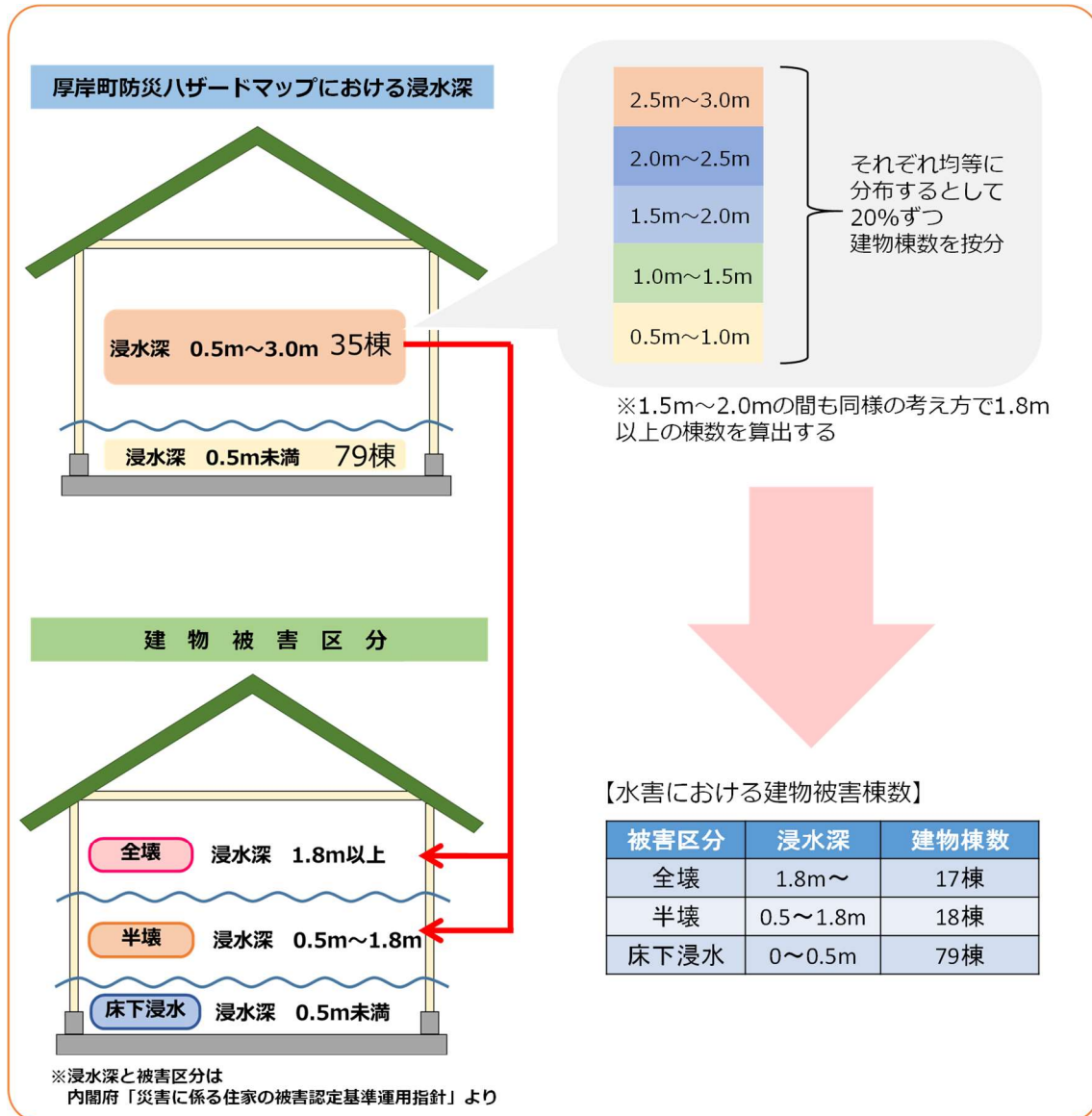


図 2-7 被害区分ごとの建物被害棟数の考え方

② 災害廃棄物発生量の推計

前項で整理した建物被害棟数をもとに、指針に示される方法で災害廃棄物の発生量を推計します。

尾幌川水系尾幌川の洪水浸水では、建物解体に伴い発生する災害廃棄物と解体以外に発生する災害廃棄物として 1,677 トンの災害廃棄物の発生が見込まれます。

表 2-26 災害廃棄物発生量の推計（風水害）

想定する災害	建物解体に伴い発生 する災害廃棄物量 $Y_1(t)$	建物解体以外に発生 する災害廃棄物量 $Y_2(t)$	災害廃棄物 発生量 (t)
尾幌川水系尾幌川の洪水浸水	1,162	515	1,677

③ 災害廃棄物の組成別発生量の推計

災害廃棄物組成の設定値は指針を参考に、平成 30 年 7 月豪雨（水害）における災害廃棄物の組成割合を用いることとします。

推計結果を表 2-27 に示します。

表 2-27 種類別の災害廃棄物発生量（風水害）

	災害廃棄物発生量 (t)							
	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属 くず	その他	土砂	合計
尾幌川水系尾幌川の洪水浸水	144	143	358	503	23	20	486	1,677

（３）災害廃棄物処理可能量

1) 処理可能量の推計

処理可能量の推計については指針において、①分担率による試算方法（表 2-28）、②施設の処理能力を最大限活用する方法（表 2-29）の 2 つの方法が示されています。考え方を図に示します。

本計画では、これら 2 つの方法で処理可能量を推計します。

ただし、②施設の処理能力を最大限活用する方法（表 2-29）は処理可能量を過大評価する可能性が高くなるため、ごみの共同処理を行う市町村の被災状況や施設の稼働状況等を考慮して慎重に設定する必要があります。

表 2-28 分担率による災害廃棄物の処理可能量

対象施設	処理可能量（埋立処分可能量）の定義
焼却施設	処理可能量（t）＝年間処理量（実績）× 分担率
最終処分場	埋立処分可能量（t）＝年間埋立処分量（実績）× 分担率

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技14-4】（平成31年4月改定、環境省）

【①分担率による試算方法（表2-28）】

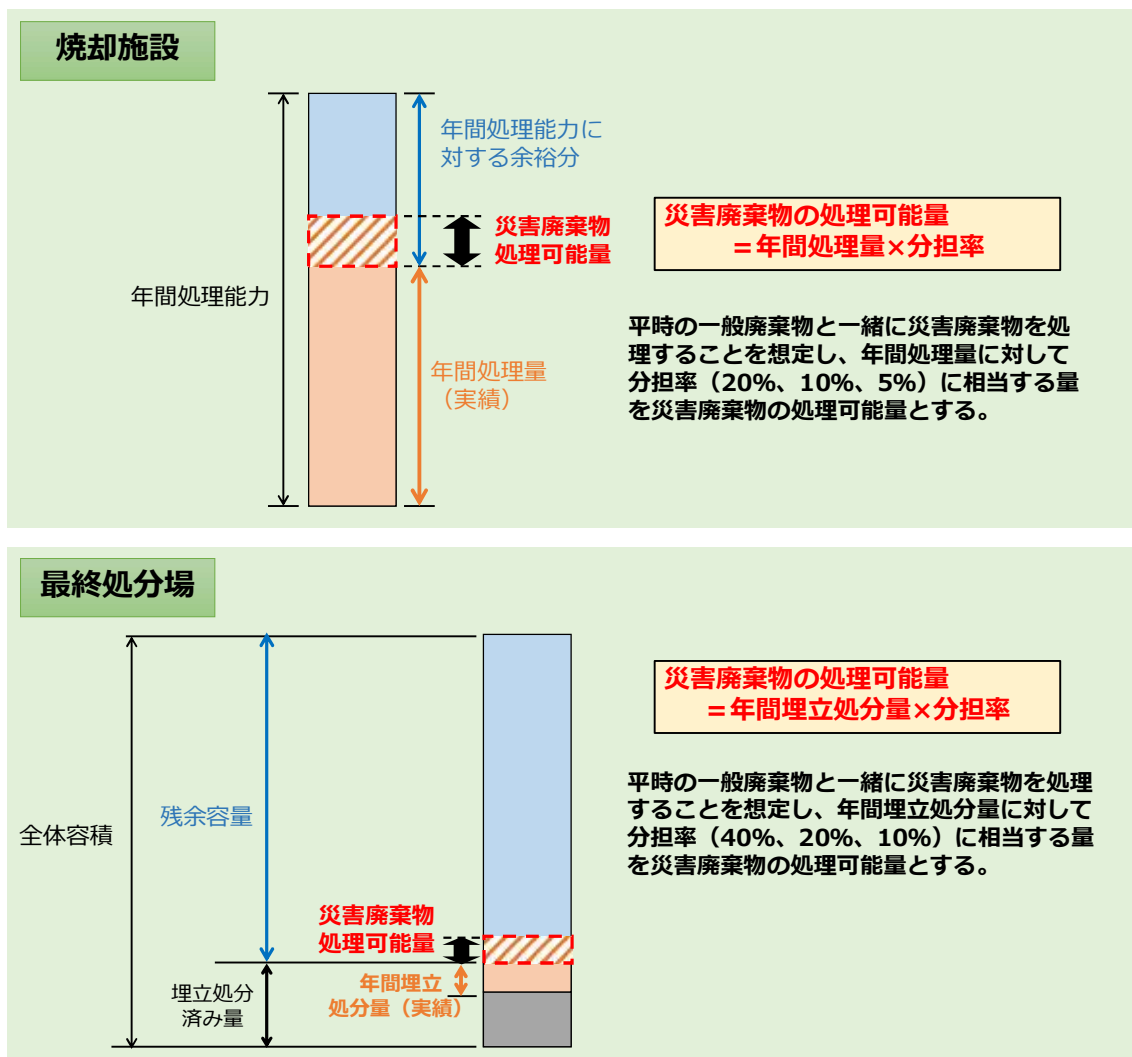


図 2-8 分担率による処理可能量の考え方

表 2-29 施設の処理能力を最大限活用する場合の処理可能量

対象施設	処理可能量（埋立処分可能量）の定義
焼却施設	処理可能量（t）＝年間処理能力－通常時の年間処理量（実績）
最終処分場	埋立処分可能量（t）＝残余容量－年間埋立量×10年※

※残余年数を10年残すことを前提として設定

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技 14-4】（平成 31 年 4 月改定、環境省）

【②施設の処理能力を最大限活用する方法（表2-29）】

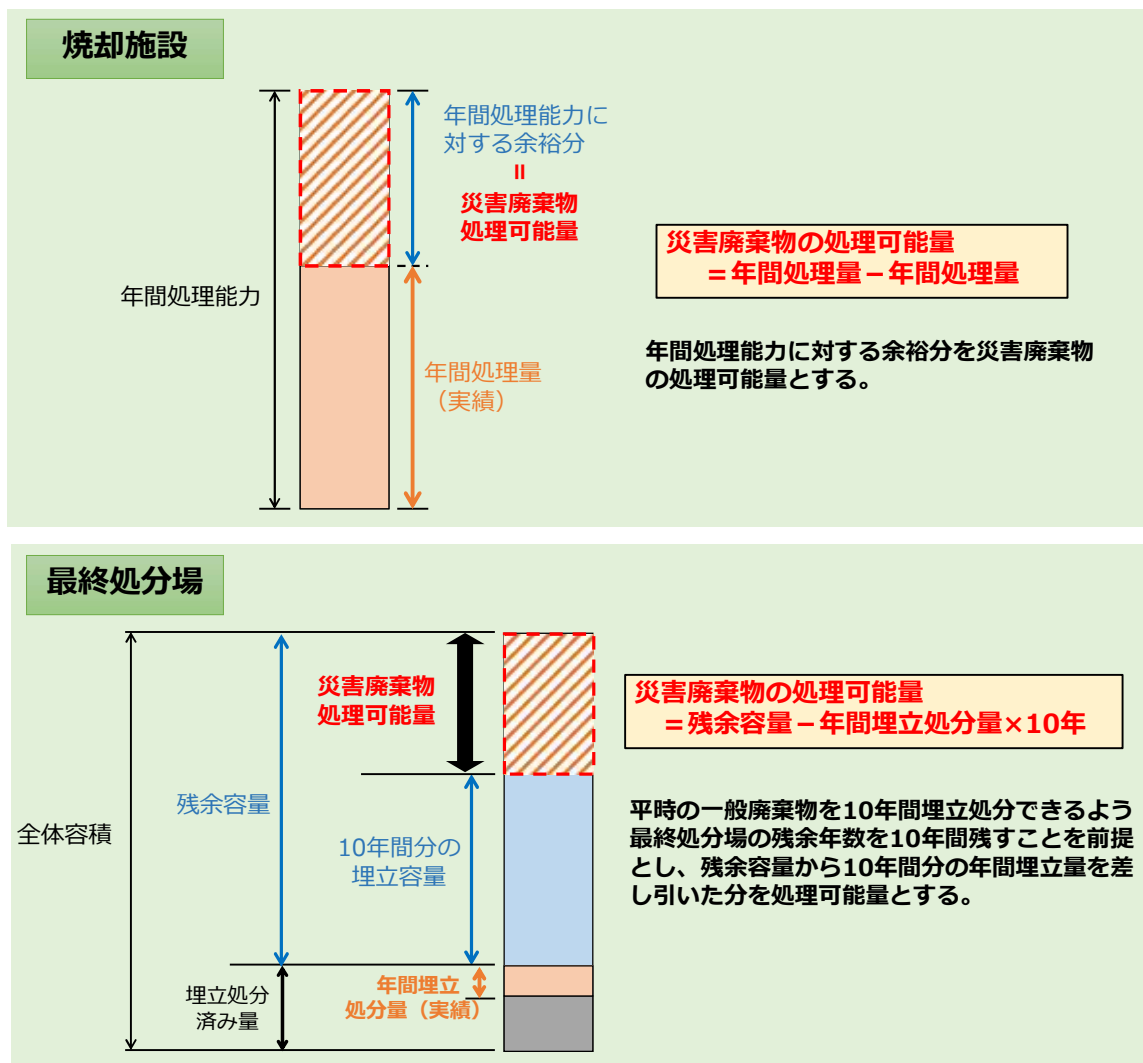


図 2-9 施設の処理能力を最大限活用する場合の処理可能量の考え方

2) 焼却施設の処理可能量

表 2-28 の方法では、表 2-30 に示す通り、受入条件の制約が厳しく、実際の稼働状況に対する負荷を考慮して安全側となる低位シナリオ、災害廃棄物の処理を最大限行くと想定する高位シナリオ、その中間となる中位シナリオを設定し、処理可能量を試算します。

各シナリオの試算条件は表 2-31 に示します。

表 2-30 処理可能量試算におけるシナリオの考え方

低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
実際の災害廃棄物を受入れる際に制約となり得る条件のうち、稼働年数が長い施設・処理能力の小さい施設・余裕分の少ない施設は、受入先の対象外とする。また、施設の現状の稼働状況に対する負荷をなるべく抑えること想定する。	低位シナリオと高位シナリオの中間程度の制約条件と負荷で処理を行うことを想定する。	最大限の災害廃棄物処理を行うことを想定する。稼働年数と余裕分には制約せず、処理能力が30t/日未満の施設のみを受入先の対象外とする。

表 2-31 処理可能量の試算条件

条件等	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
①稼働年数	20年超の施設を除外	30年超の施設を除外	制約なし
②処理能力（公称能力）	100t/日未満の施設を除外	50t/日未満の施設を除外	30t/日未満の施設を除外
③処理能力（公称能力）に対する余裕分の割合	20%未満の施設を除外	10%未満の施設を除外	制約なし ^{注)}
④年間処理量の実績に対する分担率	最大で5%	最大で10%	最大で20%

注) 処理能力に対する余裕分がゼロの場合は受入れ対象から除く

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技 14-4】（平成 30 年 3 月改定）

対象施設は、釧路広域連合清掃工場とします。

釧路広域連合清掃工場は、平成 18 年度竣工であるため稼働年数は 17 年です。処理能力は 240t/日で、施設の稼働日数を 310 日として算出した処理能力は 74,400t/年です。令和 3 年度の焼却処理量は 62,653t/年であり、施設の処理能力に対する余裕分は約 16%となり 20%未満のため、低位シナリオは除外することとします。

表 2-32 に焼却施設における処理可能量の推計結果を示します。

釧路広域連合清掃工場の処理可能量は、分担率による方法では中位シナリオの場合 16,900 トン、高位シナリオの場合 31,500 トン、処理能力を最大限活用する方法では 31,700 トンと推計されます。

なお、釧路広域連合清掃工場では厚岸町を含む構成市町村と広域処理を行っているため、令和 4 年度における釧路広域連合清掃工場の年間処理量に対する厚岸町の処理量の割合は 3.4%となっており、この構成比で按分すると、厚岸町の処理可能量は中位シナリオ 500 トン、高位シナリオ 1,000 トン、処理能力を最大限活用する方法では 1,000 トンと推計されます。

表 2-32 焼却施設の処理可能量

施設名称	年間処理量 (実績) (t/年度) ①	年間処理 能力 (t/年)	年間処理能 力-実績 (t/年) ②	処理可能量(t/2.7年※1)			
				災害廃棄物対策指針 ①×2.7年×分担率			施設能力 最大 ②×2.7年
				低位	中位	高位	
釧路広域連合 清掃工場 (全体)	62,653※2	74,400※3	11,747	—	16,900	31,500	31,700
釧路広域連合 清掃工場 ^{注)} (厚岸町分)	—	—	—	—	500	1,000	1,000

※1：大規模災害を想定し、3年間処理した場合の処理可能量（t/3年）について算出する。ただし、事前調整等を考慮し実稼働期間は2.7年とした。

※2：釧路広域連合清掃工場における令和3年度焼却実績。

※3：釧路広域連合の処理能力（240t/日）×稼働日数（310日）により算出。

注）厚岸町分は、令和4年度の焼却処理量実績の割合（3.4%）で按分計算。

3) 最終処分場の処理可能量

最終処分場における処理可能量は焼却施設と同様に、表 2-28 の方法の場合、表 2-33 に示すように3つのシナリオがあり、残余年数に応じて該当するシナリオについて、処理可能量を推計します。

厚岸町の最終処分場は、残余容量が残りわずかとなり、令和6年度から釧路市の新処分場で埋立処分を行うことから、対象施設は釧路市新最終処分場とします。

釧路市新最終処分場における埋立実績はまだないため、令和6年度以降の年間埋立容量は釧路地域循環型社会形成推進地域計画の数値を参照して設定します。

表 2-33 処理可能量の試算条件

	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
①残余年数	10年未満の施設を除外		
②年間埋立処分量の実績 に対する分担率	最大で10%	最大で20%	最大で40%

表 2-34 最終処分場の処理可能量

施設名称	年間埋立容量 (m ³ /年度) ①	残余容量 (m ³)	10年分 埋立量 (m ³) ①×10年	処理可能量(t/2.7年※1)			
				災害廃棄物対策指針 ①×2.7年×1.5t/m ³ ×分担率			残余容量－ 10年分埋立 量
				低位	中位	高位	
釧路市新最終処 分場（全体）	12,700※1	—	127,000	5,100	10,200	20,500	159,400※2
釧路市新最終処 分場(厚岸町) ^{注)}	—	—	—	210	430	880	6,800※2

※1：新処分場は令和6年度供用開始であり埋立実績はないことから、釧路地域循環型社会形成推進地域計画の数値を参照して算出した。

※2：新処分場の埋立容量は233,300m³として算出。覆土分を考慮していない数値。

注）厚岸町分は釧路地域循環型社会形成推進地域計画から、埋立量全体に対する割合（4.3%）で按分計算。

(4) 処理スケジュール

災害廃棄物の目標処理期間は、災害の規模によって適切に設定します。大規模災害時には、発災から3年以内に処理を完了するよう努めますが、復旧・復興事業、処理の進捗等に応じて柔軟に対応します。表 2-35 に大規模災害時の処理スケジュールの目安を示します。

なお、津波等による水害廃棄物については、腐敗しやすく悪臭や汚水を発生するなどの特徴を有することから、種類ごとの優先順位を決めるなどして、処理スケジュールを検討します。

表 2-35 大規模災害時の処理スケジュールの目安

1年目（初動期～応急対応）	2年目（復旧・復興）	3年目（復旧・復興）
被災現場からの 災害廃棄物撤去完了	一次仮置場からの 災害廃棄物撤去完了	二次仮置場からの 災害廃棄物撤去完了

コラム：過去の災害事例における処理スケジュール

近年の災害事例における処理スケジュールを以下に示します。

処理スケジュールは災害廃棄物処理の進捗管理に必要なもので、住民の生活再建にも関係するため、被災状況（災害派の種類や規模、災害廃棄物の発生量等）に応じて、活用可能な資源なども勘案したうえで可能な限り短い処理期間を設定することが望ましいとされています。

特に生活環境に支障が生じる災害廃棄物（住宅近傍にある災害廃棄物や腐敗性廃棄物）については、どの災害でも出来る限り早期の対応が必要であることから、早期の仮置場確保・撤去回収スケジュールを検討します。

災害の種類	災害名称	発災年月	災害廃棄物量	処理期間
地震・津波	東日本大震災（岩手県、宮城県）	平成23年3月	約3,100万t ^{※1} （災害廃棄物＋津波堆積物）	約3年
土砂災害	平成26年8月豪雨（広島市）	平成26年8月	52万t ^{※1}	約1.5年
水害	平成27年9月関東・東北豪雨（常総市）	平成29年9月	5万2千t ^{※1}	約1年
地震	平成28年熊本地震（熊本県）	平成28年4月	303万t ^{※1}	約2年
	平成28年熊本地震（益城町）		32万9千t ^{※2}	約2年
	北海道胆振東部地震（北海道）	平成30年9月	約7万4千t ^{※3}	約1.5年 ^{※3}

※1：「近年の自然災害における災害廃棄物対策について」（平成30年12月18日、第1回平成30年度災害廃棄物対策推進検討会 資料3）

※2：「平成28年熊本地震に係る益城町災害廃棄物処理実行計画 第2版」（平成29年6月21日、益城町）

※3：「北海道胆振東部地震により発生した災害廃棄物処理の記録」（令和3年3月、環境省北海道地方環境事務所）

(5) 災害廃棄物の処理フロー

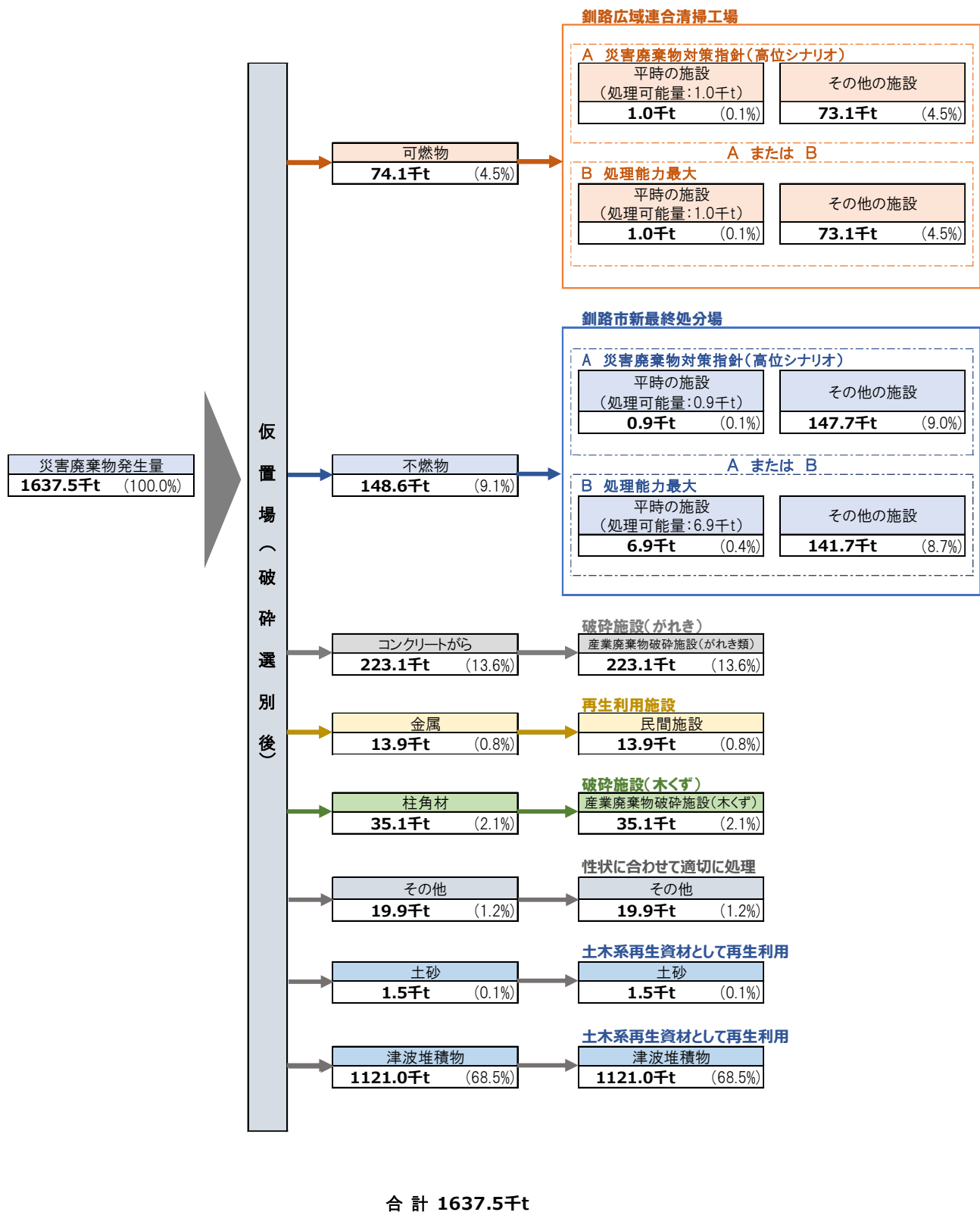
災害廃棄物発生量及び処理可能量の推計結果をもとに作成した災害廃棄物処理フローを示します。

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、可燃物・不燃物ともに処理可能量が不足し、その他の施設での処理が必要となる見込みです。

尾幌川水系尾幌川の洪水浸水では、可燃物・不燃物ともに平時のごみ処理施設での処理が可能と見込まれます。

処理可能量を超えた災害廃棄物については、速やかに仮置場へ搬入し、北海道を通じて他市町村に対し処理を依頼するほか、民間処理施設への処理協力依頼、または、必要に応じて仮設焼却炉の設置を検討します。

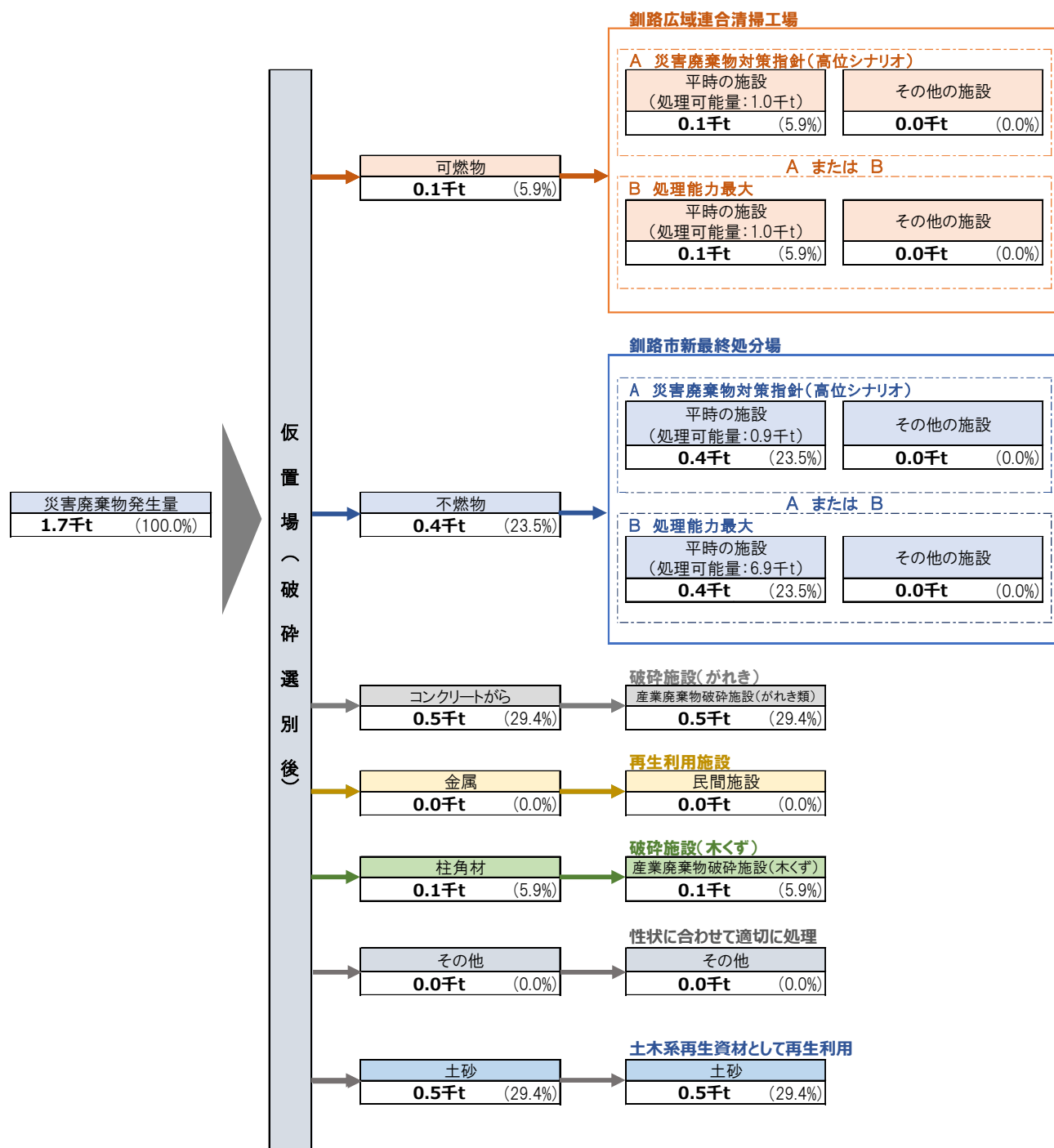
【日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震】



※四捨五入により、合計と内訳が一致しない場合があります。

図 2-10 災害廃棄物処理フロー（地震災害）

【尾幌川水系尾幌川の洪水浸水】



※四捨五入により、合計と内訳が一致しない場合があります。

図 2-11 災害廃棄物処理フロー（風水害）

（６）収集運搬

公衆衛生保全の観点から、速やかに災害廃棄物の収集運搬を実施します。災害発生時には、収集車両や人員が不足する場合には、必要に応じて北海道に支援を要請し、他市町村や民間事業者等に協力を要請します。

また、災害時は平時の収集能力を上回る廃棄物の発生が想定されるため、腐敗性廃棄物や有害廃棄物・危険物等を優先して収集運搬する必要がある、平時より優先する廃棄物の種類、収集運搬方法、収集ルート、燃料の確保、資機材の確保について検討します。

収集開始後は、災害廃棄物処理の進捗状況や仮置場の集約、避難所の縮小などの変化に応じて収集車両の必要台数やルートを見直し、適宜効率化を図ります。

（７）仮置場

1) 仮置場の分類

仮置場は、災害廃棄物を分別、保管、処理するために一時的に集積する場所であり、生活圏からの災害廃棄物の速やかな撤去、処理・処分を行うために設置します。

仮置場の分類には、住民がごみを搬入する「住民用仮置場」、災害廃棄物の仮置きと重機や人力による粗選別や粗破碎を行う「一次仮置場」、破碎選別機等の仮設処理施設を設置し、本格的な中間処理を行う「二次仮置場」があります。

厚岸町では、住民用仮置場と一次仮置場を兼ねた仮置場を設置するものとし、災害の状況により二次仮置場が必要な場合は、北海道に要請するなどの対応を行います。

厚岸町における仮置場の設置場所は表 2-36 に示す場所を予定します。

また、表 2-37 に仮置場の役割や設置における留意点について示します。

表 2-36 仮置場設置予定場所の一覧

仮置場設置予定場所	面積
厚岸終末処理場前の町有地	13,305m ²
B&G 海洋センター裏の町有地	110,780m ²

表 2-37 仮置場の分類

住民用仮置場 (集積所)	役割	- 被災住民が持ち込む生活ごみや家財道具、家電等を仮置きする。 - 被災状況に応じて被災地区に近い場所に速やかに設置する。 - ごみ処理体制の復旧に伴い、閉鎖する。 - 一次仮置場を兼ねる場合がある。
	留意点	- 分別指導や分別を促す見せごみ（種類別に集積したがれきの山）を設置する。 - 便乗ごみへの対策が必要。 - ごみ処理施設が受入可能な場合、住民に直接処理施設へ持込をしてもらう。
一次仮置場	役割	- 道路等の散乱物、被災家屋の解体等により発生した災害廃棄物を仮置きする。 - 輸送効率を高めるための積替え拠点として設置し、重機による前処理（粗選別）の機能を持つ。
	留意点	- 搬入された災害廃棄物は、柱材・角材・コンクリートがら・金属くずを抜き出し、可燃系混合物と不燃系混合物に分別する。 - 個別に民間の再資源化施設や処理施設で処理を行うものは分別し、搬出まで一時保管する。 - 搬入時に受入許可業者や分別品質等の管理を行う。
二次仮置場	役割	- 処理処分先、再資源化先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場において完結しない場合、一次仮置場から搬出された災害廃棄物を仮置きし、破碎・選別処理を行い、各処理施設への搬出拠点とする。 - 災害の規模が大きく膨大な量の災害廃棄物が発生した場合は、複数の市町村での設置や、二次仮置場の設置・運営を北海道や国に要請することを検討する。
	留意点	- 雨水や災害廃棄物からの浸出水の対策が必要となるため、アスファルト舗装、遮水構造、水処理施設等が既設されていることが望ましい。これら設備がない場合は、仮設を行う。 - 災害廃棄物の量や種類によっては設置しない場合もある。 - 災害廃棄物の数量管理のため、トラックスケールを設置する場合がある。 - 搬入時に受入許可業者や分別品質等の管理を行う。

※「災害廃棄物対策指針 技術資料【技 18-1】」（平成 31 年 4 月改定、環境省）を参考

2) 仮置場の選定

平時から仮置場の候補地を検討しておき、災害発生後に必要面積、収集運搬、処理先等の条件を考慮した選定が速やかに行えるようにします。仮置場は、厚岸町の公有地を利用することを基本とします。仮置場の選定条件を表 2-38 に示します。

表 2-38 仮置場の選定条件 (1/2)

項目		条件	理由
所有者		・ 公有地（市町村有地、道有地、国有地）が良い。	・ 迅速に用地を確保する必要があるため。 ・ 土地の原状回復や返却をスムーズに行うため。
面積	一次仮置場	・ 広いほど良い。（0.3haは必要）	・ 適正な分別のため。
	二次仮置場	・ 広いほど良い。（10ha以上が好適）	・ 仮設処理施設等を設置する場合があるため。
平常時の土地利用		・ 農地、校庭、海水浴場等は避けたほうが良い。	・ 原状復旧の負担が大きくなるため。
地域防災計画での位置づけの有無		・ 避難場所、ヘリポート設置予定地等に指定されていないほうが良い。	・ 当該機能として利用されている時期は、仮置場として利用できない場合があるため。
		・ 道路啓開の優先順位を考慮する。	・ 早期に復旧される運搬ルートを活用するため。
望ましいインフラ（設備）		・ 使用水、飲料水を確保できること。（貯水槽で可）	・ 粉じん対策、夏場はミスト等にして作業員の熱中症対策にも活用可能であるため。
		・ 電力を確保できるほうが良い。（発電設備による対応も可）	・ 仮設処理施設等の電力確保のため。
土地利用の規制		・ 諸法令（自然公園法、文化財保護法、土壤汚染対策法等）により土地の利用が規制されていないほうが望ましい。	・ 手続き、確認に時間を要するため。 ・ 粉塵、騒音、振動等の影響があるため。
土地の基盤整備の状況		・ 暗渠排水管が存在しないほうが良い。	・ 災害廃棄物の重量により、暗渠排水管が破損する可能性が高いため。
		・ 河川敷は避けたほうが良い。 ・ 水につかりやすい場所は避けたほうが良い。	・ 集中豪雨や台風等による増水の影響を避けるため。 ・ 災害廃棄物に触れた水が河川等へ流出することを防止するため。
地形・地勢		・ 平坦な土地がよい。起伏が少ない土地が良い。	・ 廃棄物の崩落を防ぐため。 ・ 車両の切り返し、レイアウトの変更が難しいため。
		・ 敷地内に障害物（構造物や樹木等）が少ないほうが良い。	・ 迅速な仮置場の整備のため。
土地の形状		・ 変則形状である土地を避ける。	・ レイアウトが難しくなるため。
道路状況		・ 前面道路の交通量は少ないほうが良い。	・ 災害廃棄物の搬入・搬出は交通渋滞を引き起こすことが多く、渋滞による影響がその他の方面に及ばないようにするため。
		・ ダンプトラックの往来が可能な道路幅が良い。 ・ 二車線以上が良い。	・ 大型車両の相互通行のため。 ・ がれきの運搬では10トンダンプトラックの利用が多いため。

表 3-15 仮置場の選定条件 (2/2)

項目	条件	理由
搬入・搬出ルート	・車両の出入口を確保できること。	・災害廃棄物の搬入・搬出のため。
周辺の土地利用	・住宅密集地でないほうが良い。 ・病院、福祉施設、学校等に隣接していないほうが良い。 ・企業活動や農林水産業等の住民の生業の妨げにならないほうが良い。	・粉じん、騒音、振動等による住民生活への影響を防止するため。
	・鉄道路線に近接していないほうが良い。	・火災発生時の鉄道への影響を防ぐため。
被災考慮	・各種災害（津波、洪水、液状化、土石流等）の被災エリアでないほうが良い。	・迅速に用地を確保する必要があるため。 ・二次災害の発生を防ぐため。

※「災害廃棄物対策指針 技術資料【技18-3】」（平成31年4月改定、環境省）を参考

3) 仮置場の必要面積

本計画において推計した災害廃棄物発生量をもとに、表 2-39 のように指針に示される 2 通りの方法により仮置場の必要面積を推計します。

仮置場の最大必要面積を表 2-40 に示します。

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、発生した災害廃棄物の全量を仮置きするために必要な面積は、最大で約 26 万 m² (26ha) となります。処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物の処理が続くことを前提に仮置場からの搬出を考慮した場合に必要な面積は、最大で約 16 万 m² (16ha) となります。

尾幌川水系尾幌川では、発生した災害廃棄物の全量を仮置きするために必要な面積は 700 m² (0.07ha)、処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物の処理が続くことを前提に仮置場からの搬出を考慮した場合に必要な面積は 400 m² (0.04ha) となります。

本計画で推計した仮置場必要面積は、想定される最大面積であり、実際に災害が発生した際には、被害状況や仮置場への災害廃棄物の搬入状況や搬出状況を勘案し、必要な面積の仮置場を設置します。

表 2-39 仮置場必要面積の推計方法

方法 1	○「最大で必要となる面積の算定方法」であり、発生した災害廃棄物の全量を仮置きできる面積を求める方法。 必要面積＝集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合） 集積量：災害廃棄物の発生量（t） 見かけ比重：可燃物0.4(t/m³)、不燃物1.1(t/m³) 積み上げ高さ：5(m) 作業スペース割合：100%
方法 2	○「処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物の処理が続くことを前提とした算出方法」であり、仮置場からの搬出を考慮した方法。 必要面積＝集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合） 集積量：災害廃棄物の発生量－年間処理量 年間処理量：災害廃棄物の発生量÷処理期間 処理期間：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震は3年間 尾幌川水系尾幌川の洪水浸水は2年間 見かけ比重：可燃物0.4(t/m³)、不燃物1.1(t/m³) 積み上げ高さ：5(m) 作業スペース割合：100%

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料【技 18-2】」（平成 31 年 4 月改定、環境省）

表 2-40 仮置場の最大必要面積

想定する災害	算出方法	集積量 (t)		面積 (㎡)		
		可燃物	不燃物	可燃物	不燃物	合計
日本海溝・千島海 溝沿いの巨大地震	方法 1	109, 199	405, 554	109, 200	147, 500	256, 700
	方法 2	57, 653	270, 369	57, 700	98, 400	156, 100
尾幌川水系尾幌川 の洪水浸水	方法 1	287	904	300	400	700
	方法 2	143	452	200	200	400

※可燃物には、種類別災害廃棄物のうち、可燃物・柱角材を含む。

※不燃物には、種類別災害廃棄物のうち、不燃物・コンクリートがら・金属くず・その他を含む。

4) 住民への仮置場の周知

仮置場を設置した時には、設置場所、受入期間、持込方法、分別方法、持込禁止物等を明確にしたうえで広報を行います。特に混合ごみや未管理の仮置場の発生を防ぐため、住民へのごみの出し方・分別ルール、排出場所等を周知することは重要です。

広報は、マスメディア（新聞、テレビ、ラジオ等）のほか、防災無線、IP 告知、ホームページ等を活用します。チラシ等を役場庁舎、避難所および公共施設に掲示します。

災害廃棄物処理を適正かつ円滑に進めるためには、住民や事業者の理解は欠かせないものです。災害時には生活ごみや片付けごみの排出方法に対する住民の混乱も予測されることから、仮置場の設置・運営、分別方法・分別の徹底、便乗ごみの排出防止などの情報について、平時より啓発活動を実施します。

表 2-41 住民への広報内容と広報手段

項目		内容
発災前	広報する情報	・仮置場予定地 ・未管理の仮置場の発生防止 ・災害時におけるごみ分別の徹底 ・便乗ごみ・不法投棄の防止
	広報手段	・厚岸町ホームページ、広報紙
発災後	広報する情報	・片付けごみの受入品目・分別区分と排出場所（戸別収集、集積所、仮置場等） ※有害物や危険物の排出方法、生活ごみとの違い等についても示す。 ・集積所や仮置場の場所、搬入可能な時間等 ・便乗ごみや不法投棄等の禁止について ・ごみ出し支援ボランティアの申込
	広報の手段	・厚岸町ホームページ、広報紙、チラシ ・避難所、集積所や仮置場での掲示 ・自治体の回覧板 ・テレビ、ラジオ、新聞等のマスコミ ・防災無線、IP 告知等

※「片付けごみ処理対策連携マニュアル」（令和5年3月、環境省近畿地方環境事務所）を参考

5) 仮置場の運営・管理

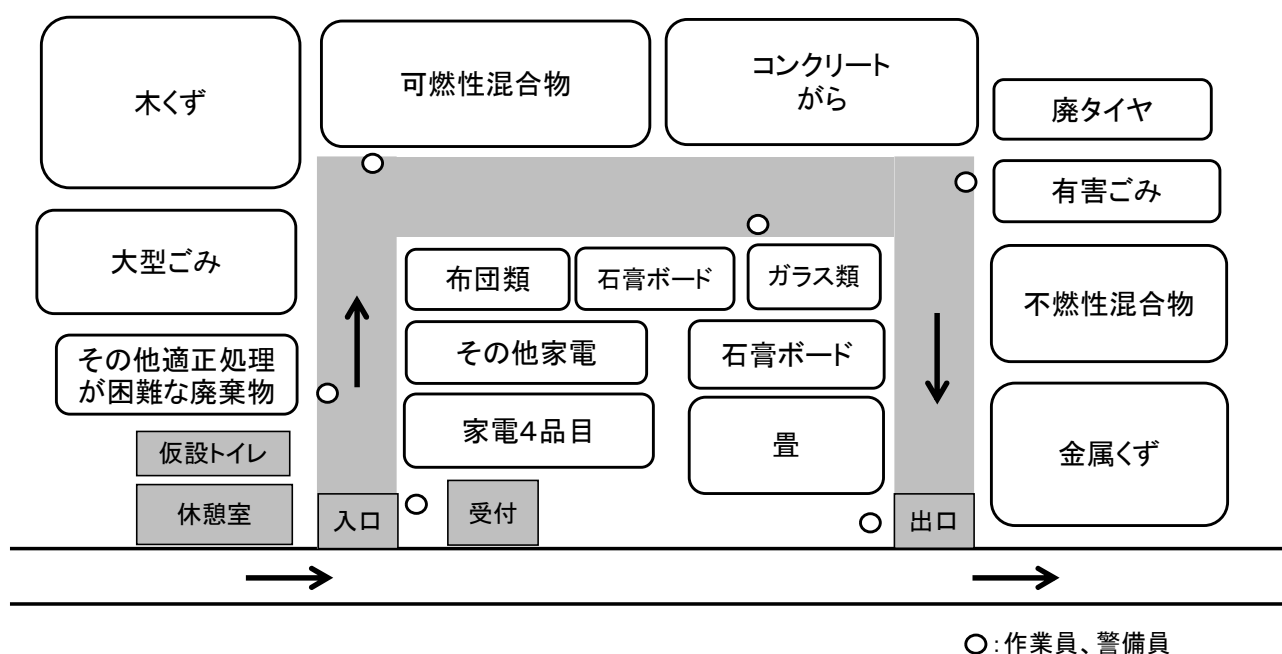
平成 23 年東日本大震災や平成 28 年熊本地震、平成 30 年北海道胆振東部地震など過去の大震災の教訓をふまえ、処理期間の短縮、処理費用の低コスト化、生活環境の保全や公衆衛生の悪化の防止のためには、搬入時の分別徹底がとても重要です。このため、仮置場への搬入時は、各廃棄物の種類ごとに分別して排出することを基本とします。

災害廃棄物の処理を着実に推進するためには、災害廃棄物の搬出入状況等を常時把握しておくことが重要です。また、便乗ごみの持ち込みを防止するため、仮置場に管理人を配置するなど適正な運営体制を検討します。

厚岸町のごみ分別区分をもとに検討した仮置場レイアウト案を図 2-12 に示します。仮置場レイアウト案は、表 2-37 に示す仮置場の分類のうち、住民用仮置場または一次仮置場を想定します。

災害時には、本レイアウト案を参考に災害廃棄物の発生状況、受入先に合わせて品目を決定するとともに、選定した用地に合わせて配置します。

また、各仮置場を運営管理するための体制づくりを平時より検討します。



※「災害廃棄物対策指針 技術資料【技18-3】」（令和5年1月20日改定、環境省）を参考

図 2-12 仮置場レイアウト案

【レイアウト案の作成方針】

- ・搬入及び分別を円滑にするため、平時のごみ分別区分を基本とする。
- ・広域での搬出処理を考慮し、品目を細分化する。
- ・災害時に発生するごみに応じて新たに分別区分を設ける。
- ・資源物については、平時のごみ収集体制で回収するため、レイアウトから除外する。

6) 仮置場の火災対策、環境対策

災害廃棄物を高く積み上げた場合、微生物の働きにより内部で嫌気性発酵して火災が発生することがあります。そのため、仮置場に積み上げられる可燃系廃棄物は、高さ 5m 以下、一山あたりの設置面積を 200m² 以下とします。延焼防止や消火活動のため、堆積物間距離を 2m 以上確保し、消火器の設置をします。

火災の未然防止策としては、日常から目視による監視や温度監視を行うとともに、散水の実施、堆積物の切り返しによる放熱、ガス抜き管の設置などを実施します。災害廃棄物の搬入時にガスボンベや灯油タンクなどの危険物が搬入されないよう確認を強化し（搬入された場合は分けて保管）、可燃物内からの発煙などの目視確認を定期的に行います。

環境対策としては、仮置場の使用前後に土壌調査を行い、土壌汚染がないか確認を行います。

（8）津波による廃棄物への対応

津波による水害廃棄物処理は、通常のごみと比較すると水分を多く含むなどの特徴を有することから、収集運搬・処理にあたっては留意が必要です。床上・床下浸水家屋では、水が引いた直後からごみが排出されるため、災害発生後は速やかに仮置場の位置や搬入・分別のルール等を周知するよう努めます。

表 2-42 水害による廃棄物の取り扱い留意点

種類	留意点
粗大ごみ等	・水分を含んで重量がある畳や家具等の粗大ごみが発生すると、積込み・積降ろしに重機が必要となるため、平常時より収集作業人数及び車両等（平積みダンブ等）の準備が必要である。 ・土砂が多量に混入しているため、処理にあたって留意が必要である。 ・畳等の発酵により発熱・発火する可能性があるため収集・保管には留意する。 ・水分を多く含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生することがあるため、優先的に処理を行う。
し尿等	・汲み取り便所の便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没し、槽内に雨水・土砂等が流入する可能性があるため、被災後速やかに汲み取り、清掃、周辺の消毒が必要となる。
流木等	・洪水等により流されてきた流木やビニール等が、一時的に大量発生するため、処理が必要となる場合がある。
畳	・水分を含んだ畳は発酵により発熱・発火する可能性があるため、早期に資源化や処理を行う必要がある。消毒・消臭等、感染症防止など衛生面の保全を図る。 ・畳、カーペットは、保管スペースや早期の乾燥を図るため、カッターによる切断（1/4程度）等の対応をすることが望ましい。
その他	・ガスボンベなど発火しやすい廃棄物や、消火器、灯油ストーブ、ガラス片などが混入する場合があるため、分別排出を周知する。 ・全般的に土砂や泥が多く混入している場合があるため、破碎・ふるい等の処理が必要となる。

津波堆積物については、土砂や砂泥を主体とした混合物であり、陸上に存在していた様々なものを巻き込んでいるため性状や組成が一様ではなく、放置されると住民の健康や生活環境への影響が懸念されるものも含まれている可能性があります。よって、公衆衛生上の懸念が生じるものについては迅速に撤去し、有効利用可能なものは有効利用を優先し、有効利用できないものは適切な処理を行う必要があります。

なお、環境省の「東日本大震災津波堆積物処理指針」によれば、有害物質等取扱施設の近傍では処理に注意が必要なものが一部見られたものの、ほとんどの地域においては津波堆積物に特段の汚染は見られておらず、公共事業担当部局の協力により多くの復興事業において津波堆積物の再生利用がなされているとの報告があります。したがって、厚岸町においても、津波堆積物は埋め戻し材、盛土材等の土木資材としての有効利用を優先とし、有効利用が困難である場合は最終処分場での処分等、組成と性状に応じて適切な方法を選択します。必要に応じて図 2-13 に示すフローチャートを参考に中間処理及び有効利用・処分方法等を決定します。

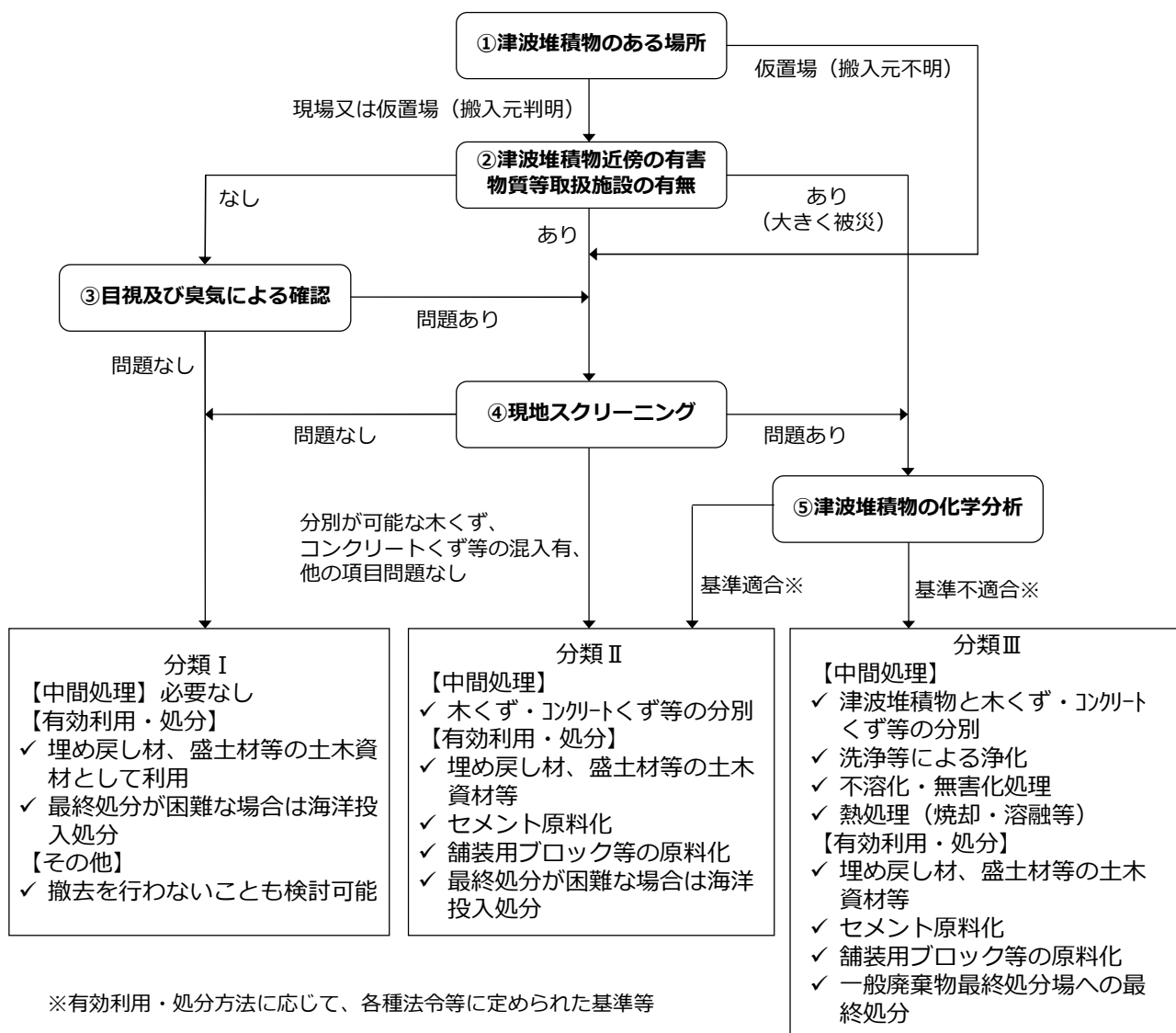


図 2-13 津波堆積物の基本的な処理フローチャート

※「東日本大震災津波堆積物処理指針」（平成 23 年 7 月 13 日、環境省）を参考

(9) 分別・処理・再資源化

災害廃棄物等の再生利用を進めることは、最終処分量を削減し、処理期間の短縮などに有効であることから、可能な限り被災現場や仮置場で分別・選別を行い、再資源化を図ります。

主な災害廃棄物と再生資材としての利用用途を表 2-43 に示します。

表 2-43 再生資材の種類と利用用途

災害廃棄物		利用用途等
可燃物	分別可能な場合	・ 家屋解体廃棄物、畳・家具類は生木、木材等を分別し塩分除去を行い木材利用材として利用。 ・ 塩化ビニル製品はリサイクルが望ましい。
	分別不可な場合	・ 脱塩・破碎後、焼却し、埋立等適正処理を行う。
コンクリートがら		・ 40mm以下に破碎して路盤材（再生砕石）、液状化対策材、埋立材として利用。 ・ 埋め戻し材（再生砕石・再生砂）等として利用。最大粒径は利用目的に応じて適宜中間処理を行う。 ・ 5～25mmに破碎し、二次破碎を複数回行うことで再生粗骨材に利用。
木くず		・ 生木等はできるだけ早い段階で分別・保管し、製紙原料として活用。 ・ 家屋系廃木材はできるだけ早い段階で分別・保管し、チップ化して各種原料や燃料として活用。
金属くず		・ 有価物として売却。
家電	リサイクル可能な場合	・ 家電4品目は指定引取場所に搬入してリサイクルする。 ・ その他の小型家電は、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者へ引き渡し、リサイクルする。
	リサイクル不可な場合	・ 災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理する。
自動車		・ 自動車リサイクル法に則り、被災域からの撤去・移動、所有者もしくは処理業者引渡しまで一次集積所で保管する。
廃タイヤ		・ 有価物として買取業者に引き渡し後、適宜リサイクルする。 ・ 廃棄物として処理業者へ引き渡し後、適宜リサイクルする。
木くず混入土砂		・ 最終処分を行う。 ・ 異物除去・カルシウム系改質材添加等による処理により、改質土として有効利用することが可能である。その場合除去した異物や木くずもリサイクルを行うことが可能である。

※「災害廃棄物対策指針 技術資料【技22】」（平成31年4月1日改定、環境省）を参考

(10) 焼却処理

災害廃棄物のうち再利用が困難な可燃物については、釧路広域連合清掃工場において処理します。

処理においては釧路広域連合及び構成市町村と調整を図るとともに、計画期間内に処理を完了することが困難な場合は北海道への支援要請等を行います。

(11) 最終処分

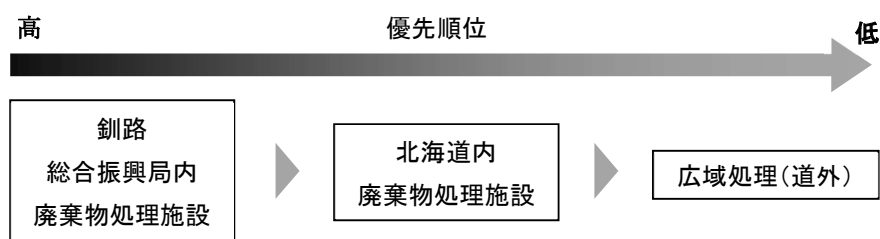
災害廃棄物のうち不燃物や再生利用不適物については、釧路市の一般廃棄物最終処分場において埋立処分します。

処理においては釧路市及び構成市町村と調整を図るとともに、計画期間内に埋立処分を完了することが困難な場合は、周辺市町村への支援要請、産業廃棄物処理業者の活用、北海道への支援要請等を行います。

(12) 広域的な処理・処分

地域内での処理が困難である場合は、支援要請を行い処理体制の確保を図ります。

対象とする災害においては、処理可能量を上回る可能性があるため、被災状況に応じて図 2-14 に示す処理先と優先順位を基本として、他施設での受入・処理について支援を要請します。



※災害廃棄物の発生量・処理期間・施設処理可能量等を考慮し、必要に応じて仮設の処理施設設置を検討

図 2-14 災害廃棄物の処理先と優先順位

(13) 適正処理が困難な廃棄物等

1) 有害性・危険性のある廃棄物

有害性・危険性のある廃棄物が地震・津波等の災害により流出し、適切に回収・処理が実施されない場合、災害廃棄物の処理全体に支障をきたすうえ、環境や人の健康への悪影響が懸念されます。このため、通常収集・処理を行っていない災害廃棄物については、あらかじめ北海道及び民間事業者と取扱い方法を検討し、発災時には専門業者へ回収を依頼して処理を進めます。

有害・危険性廃棄物の収集・処理方法を表 2-44 に示します。

表 2-44 有害性・危険性のある廃棄物の収集処理方法

項目		収集方法	処理方法
有害性物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品（家庭薬品ではないもの）	販売店、メーカーに回収依頼／ 廃棄物処理許可業者に回収・処理依頼	中和、焼却
	塗料、ペンキ		焼却
	廃電池類 密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池（ニカド電池）、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、ボタン電池	有害なごみとして排出／リサイクル協力店の回収（箱）へ	破砕、選別、リサイクル
	カーバッテリー	リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ	破砕、選別、リサイクル（金属回収）
	廃蛍光灯	回収（リサイクル）を行っている事業者へ	破砕、選別、リサイクル（カレット、水銀回収）
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル	購入店、ガソリンスタンドへ	焼却、リサイクル
	有機溶剤（シンナー等）	販売店、メーカーに回収依頼／ 廃棄物処理許可業者に回収・処理依頼	焼却
	ガスボンベ	引取販売店への返却依頼	再利用、リサイクル
	カセットボンベ・スプレー缶	穴をあけずに資源となるごみとして排出	選別、リサイクル
	消火器	購入店、メーカー、消火器リサイクルセンター	破砕、選別、リサイクル
在宅医療系廃棄物（家庭）	使用済み注射器針、使い捨て注射器等	指定医療機関での回収（使用済み注射器針回収薬局等）	焼却・溶融、埋立

※「災害廃棄物対策指針 技術資料【技 24-15】」（平成 31 年 4 月改定、環境省）を参考

2) 適正処理困難物

厚岸町で想定される適正処理困難物について整理します。

① 廃家電製品等

廃家電のうち、家電リサイクル法対象品目、小型家電リサイクル法対象品目、その他のリサイクル可能な家電は、基本的には平常時と同じルートでリサイクルを行います。破損・腐食等によりリサイクルが困難な場合は、仮置場で破砕処理を行なうか、あるいは専門業者に回収・処理を委託し、有価物の回収に努めながら処理を行います。

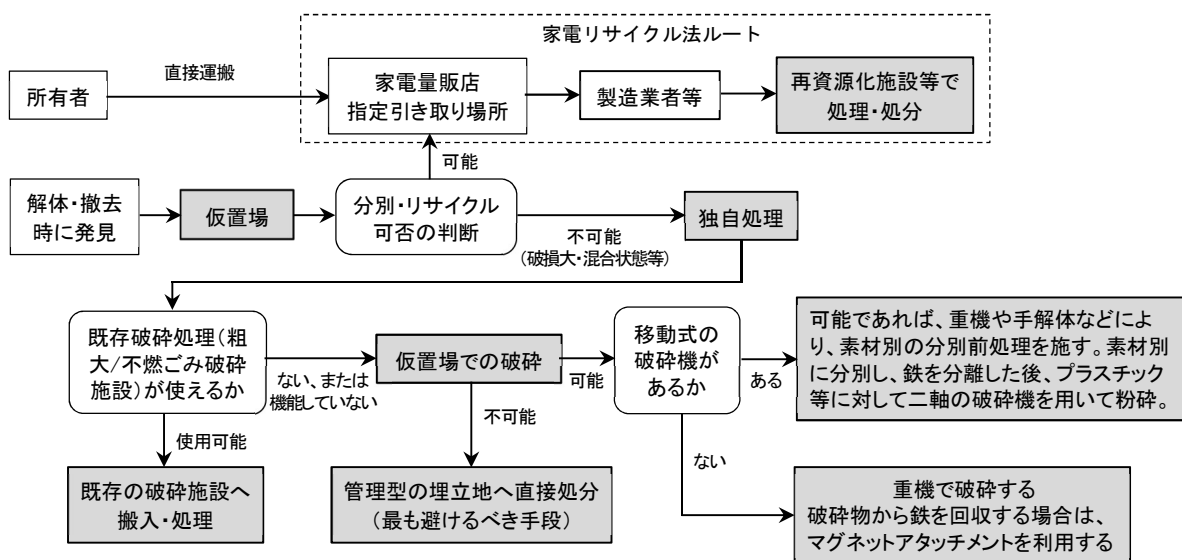


図 2-15 廃家電製品の処理フロー

出典：「北海道災害廃棄物処理計画」（平成30年3月、北海道）

表 2-45 小型家電のリサイクルルート例

種類	想定される家電製品	リサイクルルート
パソコン	デスクトップPC、ノートPC、液晶ディスプレイ	パソコン3R推進協会によるリサイクルシステム 小型家電リサイクル法に基づく認定事業者
携帯電話	充電器含む	モバイル・リサイクル・ネットワークによるリサイクルシステム 小型家電リサイクル法に基づく認定事業者
小型家電	ビデオカメラ、デジタルカメラ、小型ゲーム機等	小型家電リサイクル法に基づく認定事業者
その他	電子レンジ、炊飯器、電気ポット、掃除機、ビデオデッキ、DVD、オーディオ類、モニター、ネットワーク機器、プリンター、コピー機、ドライヤー、アイロン、電気スタンド、空気清浄機、ファンヒーター、トースター	

※「北海道災害廃棄物処理計画」（平成30年3月、北海道）を参考

② 廃自動車

廃自動車は、基本的に大破した自動車も含め、自動車リサイクル法に基づいて処理を行います。

本町は、主に被災現場から仮置場までの撤去・移動、所有者の意思確認、所有者または引取業者に引き渡すまでの保管を行います。所有者が不明の場合は、一定期間公示した後、引取業者に引き渡します。

表 2-46 廃自動車の処理方法

項目	内容											
基本的事項	- 被災自動車の処分には、原則として所有者の意思確認が必要。 - 自動車リサイクル法に則するため、被災自動車を撤去・移動し、所有者もしくは引取業者（自動車販売業者、解体業者）へ引き渡すまでの仮置場での保管が主たる業務となる。 - 被災自動車の状況を確認し、所有者の引き取りの意思がある場合には所有者に、それ以外の場合は引取業者へ引き渡す。											
被災自動車の状況確認と被災域による撤去・移動	- 被災自動車の被災域からの引渡し先は、被災状況及び所有者の意思によって異なる。 - 被災車両は、レッカー車、キャリアカーにより仮置場まで輸送する。 - 冠水歴のある車両は、エンジン内部に水が浸入している可能性があるためエンジンをかけない。 - 電気系統のショートを防ぐためにバッテリーのマイナス端子を外す。 - 廃油、廃液が漏出している車は、専門業者に依頼して廃油・廃液を抜き取る。 - 電気自動車、ハイブリッド車にはむやみに触らない。絶縁防具や保護具を着用して作業を行う。											
所有者の照会	- 被災自動車の所有者を調べるためには、情報の内容により照会先が異なる。 <table><tr><th colspan="2">情報の内容</th><th>照会先</th></tr><tr><td rowspan="2">車両ナンバー</td><td>登録自動車</td><td>国土交通省</td></tr><tr><td>軽自動車</td><td>軽自動車検査協会</td></tr><tr><td colspan="2">車検証・車台番号</td><td>陸運局</td></tr></table> - 仮置場に搬入された被災自動車で、所有者が不明な場合は、一定期間公示し、所有権が市町村に帰属してから当該車両を引取業者に引き渡す。	情報の内容		照会先	車両ナンバー	登録自動車	国土交通省	軽自動車	軽自動車検査協会	車検証・車台番号		陸運局
情報の内容		照会先										
車両ナンバー	登録自動車	国土交通省										
	軽自動車	軽自動車検査協会										
車検証・車台番号		陸運局										
仮置場における保管	- 使用済み自動車の保管の高さは、野外においては囲いから3m以内高さ3mまで、その内部では高さ4.5mまでとする（ただし、構造耐力上安全なラックを設けて保管し、適切積み下ろしができる場合を除く）。大型自動車にあつては、高さ制限は同様であるが、原則平積みとする。 - 津波堆積物等が車内に存在する場合は、堆積物の事前除去が望ましい。 - 被災車両は、車台番号及びナンバープレート情報が判別できるものと、できないものとに区分する。											

出典：「北海道災害廃棄物処理計画」（平成 30 年 3 月、北海道）

③ 腐敗性廃棄物

厚岸町は漁業と酪農が盛んであることから、大規模災害発生時には水産加工場や農場から水産物や食品などの腐敗性の高い廃棄物が多く発生することが想定されます。

漁業系廃棄物等の腐敗性廃棄物は、容器包装の有無に応じて可能な限り分別し、有機資源堆肥センター、若しくは、焼却施設や最終処分場にて迅速に処理します。発生量が多い場合や回収に時間を要する場合には、必要に応じて石灰や脱臭剤の散布を検討します。収集運搬する際には、飛散や悪臭が発生しないよう対策を講じます。

獣畜等の死体等の腐敗性の高い廃棄物は、公衆衛生の確保のため、優先して対応を行います。死亡獣畜については所有者が行うものとしますが、所有者が不明であるときや所有者が処理することが困難なときには、釧路総合振興局保健環境部長の指導を受け、環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却や焼却を行います。取扱場がない場合や運搬が困難な場合は、振興局の指導の下、埋却や焼却を行います。腐敗は時間とともに進行するため、腐敗状況の緊急度に応じて、消石灰の散布等の腐敗遅延対策を検討します。

表 2-47 腐敗性廃棄物の取り扱い留意点

種類	処理方法・留意事項
腐敗性廃棄物 (漁業系廃棄物、農畜産系廃棄物、加工品等)	・ 有機資源堆肥センター、若しくは、焼却施設や最終処分場まで輸送し、迅速に処理する。 ・ 加工品等の容器包装の有無に応じて、分別回収を行う。分別は、発生現場もしくはそれに近い場所で実施し、容器包装のあるものは、プラスチックや紙など可能な範囲で分別する。 ・ 発生量が多く、回収までに腐敗が進んでしまう場合は、緊急的な対応として、石灰（消石灰）や脱臭剤の散布のほか、段ボール等による水分吸収などを行い公衆衛生の確保に努める。 ・ 飛散や悪臭が発生しないよう、ドラム缶等に密閉して運搬する。

④ 廃船舶

被災船舶の処理は原則として所有者が行うこととし、所有者を特定して引き渡します。

所有者が不明の場合は、外形上明らかに効用を失っているか等の状況に応じて、一定の期間を設けたうえで処理を行います。

処理方法は、平時の処理ルートに基づき、船舶の素材に応じて委託販売店や廃棄物処理業者での引き取り・処理を行います。

受入先の確保が難しい場合には、移動可能であれば仮置場に移動し、解体して資源化できるものを回収し再資源化し、必要に応じて焼却処理等を行います。老朽船は石綿やPCB等が使用されている可能性があるため、解体前にそれらの有無を確認します。

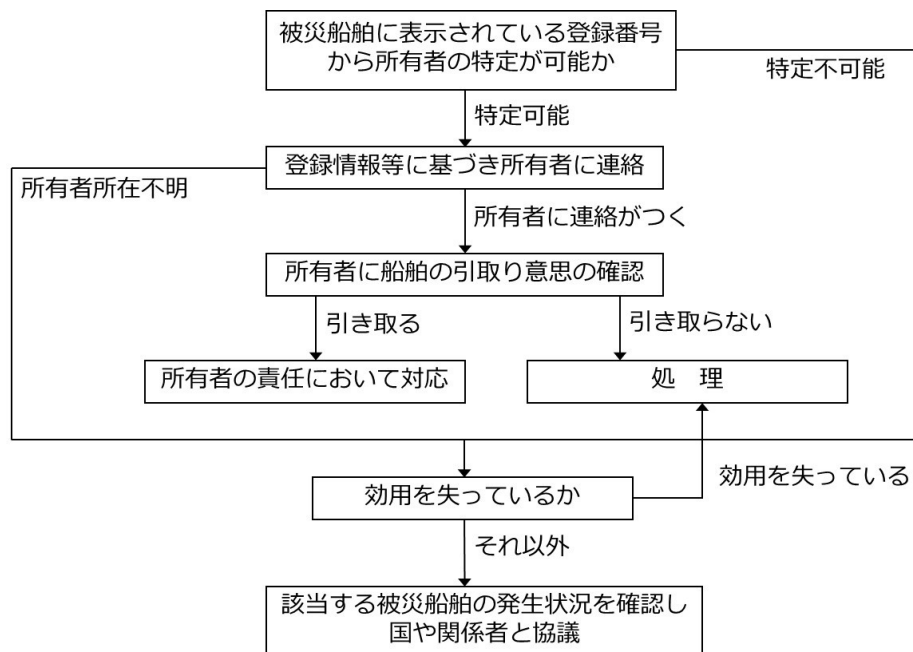


図 2-16 被災船舶の処理フロー

※「災害廃棄物分別・処理実務マニュアル」（平成24年5月、一般社団法人廃棄物資源循環学会）を参考

⑤ 漁具・漁網

漁具・漁網は、他の災害廃棄物と絡まったり、おもりやワイヤーに鉛が含まれている場合があるため事前に分別を行います。

鉛のない漁具・漁網は、粗破碎して細かくせん断し、リサイクル、焼却処理、埋立処分を行います。鉛が含まれる漁具・漁網は、手選別で鉛と網部分を選別し、鉛は金属回収します。その後は重機等で裁断、選別後に焼却処理または最終処分します。

漁網のワイヤーにも鉛が使用されている場合もあることから留意が必要です。

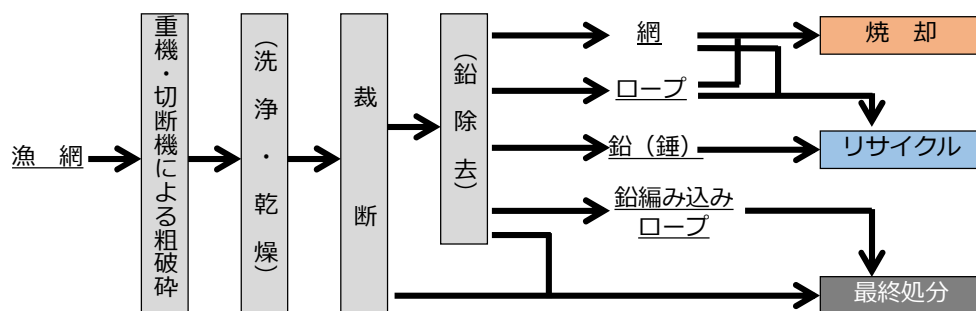


図 2-17 漁網の処理フロー

※「東日本大震災により発生した被災3県における災害廃棄物等の処理の記録」（平成26年9月、環境省東北地方環境事務所、一般社団法人日本環境衛生センター）を参考

(14) 思い出の品等への対応

思い出の品や貴重品については、廃棄せず、保管場所を確保して管理し、可能な限り所有者に引き渡します。所有者等が不明な貴重品は速やかに警察に届けます。

また、歴史的遺産、文化財等については、他の災害廃棄物と混在しないよう、周知を徹底します。

表 2-48 貴重品・思い出の品の取り扱い

基本的事項	・所有者等が不明な貴重品は、速やかに警察に届ける。 ・所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（思い出の品）については、廃棄に回さずに本町内で保管し、可能な限り所有者に引き渡す。 ・個人情報も含まれるため、保管・管理には配慮が必要である。
回収・保管・管理・閲覧	・貴重品については、警察へ引き渡す。 ・思い出の品については、土や泥がついている場合は、洗浄・乾燥し、本町内で保管・管理する。閲覧や引渡し之机会を作り、所有者に戻すことが望ましい。 ・思い出の品は、膨大な量となることが想定され、限られた期間の中で所有者へ返却を行うため、発見場所や品目等の情報がわかるリストを作成して管理する。

※「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技 24-17】（平成 30 年 3 月）を参考

2-9 地域特性と対応方針

厚岸町の地域特性から想定される災害廃棄物処理の課題について、以下の対応を検討します。災害発生後は速やかに対応できるよう、平時から関係者間で調整を行い、対策を進めます。

1) 一般廃棄物処理施設の処理可能量の不足

対象とする災害が発生した場合、可燃ごみや不燃物の共同処理を行う釧路広域連合の構成市町村においても大きな被害が想定され、既存の処理施設のみでの処理が困難となることが考えられます。このため、災害発生後は北海道へ支援を要請し、民間事業者や道内の他自治体の廃棄物処理施設の活用を検討します。

2) 関係市町村との連携

厚岸町が被災した場合、被災状況に応じて災害廃棄物の処理を釧路広域連合の構成市町村と調整する必要があります。また、他市町村で受入れが困難な災害廃棄物が発生する場合もあるため、平時より災害廃棄物の種類に応じた対応を検討するとともに、処理先の確保についての情報連絡体制を整えるよう努めます。

3) 沿岸部で発生する処理困難物への対応

厚岸町は、沿岸部に位置しており、漁業や酪農が盛んな地域であることから、津波で被災した場合には廃船舶・漁具・漁網等、腐敗性廃棄物等の処理困難物が発生することが懸念されます。

特に腐敗性廃棄物については、迅速な対応が求められるため、平時から処理方法・処理先を検討します。

2-10 計画の点検

災害廃棄物を適切かつ円滑、迅速に処理するためには、平時の廃棄物処理を共同で行っている釧路市を含めた釧路広域連合構成市町村、国・北海道・近隣市町村、協定の締結先等との連携が重要です。発災後にこれらの関係者との連携体制が迅速に構築できるよう、平時から対応を協議します。

災害廃棄物処理に必要な全ての業務を災害後に実施しようとする、対応が後手に回り、適切な初動対応を実施することが困難となることから、計画作成・見直しを行い、組織や地域の災害廃棄物対応力を高める取組みが重要です。

本計画を策定した後は、PDCAサイクルによる継続的な改善と見直しを行います。

関連法令及び国や北海道の計画・指針の改定や、北海道や厚岸町の地域防災計画の改定等があった場合についても、必要に応じて見直しを行います。

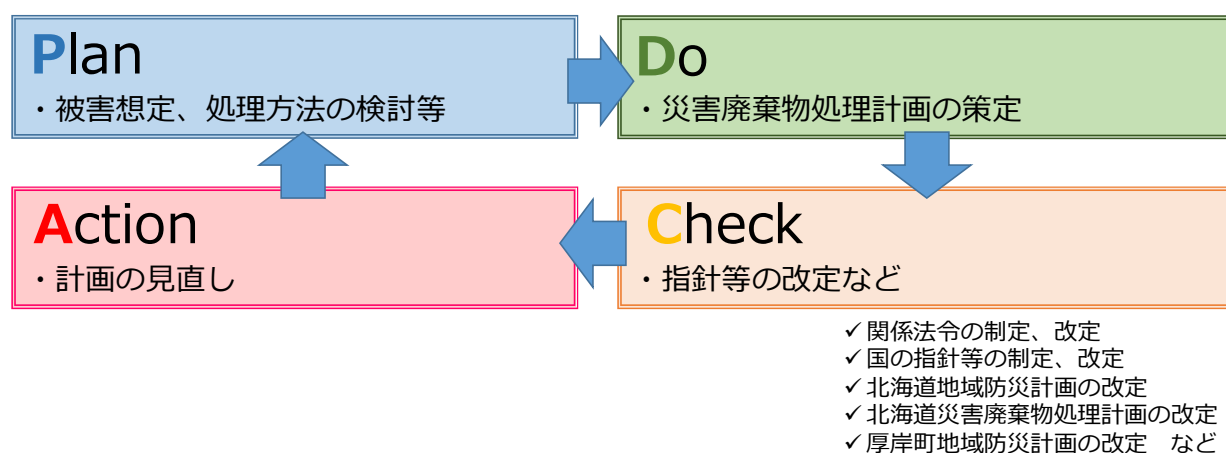


図 2-18 災害廃棄物処理計画におけるPDCAサイクル

※「災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ～」(平成28年3月、環境省)を参考

2-1 1 災害廃棄物処理実行計画の作成

災害発生後は、指針や本計画をもとに、被災状況に応じた災害廃棄物処理の基本方針、災害廃棄物の推計量、処理方法、スケジュール等を具体的に示した災害廃棄物処理実行計画を策定します。

また、災害廃棄物処理実行計画は、災害廃棄物の処理の進捗に応じて段階的に見直しを行います。

【実行計画に盛り込むべき事項例】

①計画の目的や位置づけ

②計画の期間

③災害廃棄物の発生量（災害廃棄物、津波堆積物、種類別発生量推計等）

④処理計画

＊計画の基本方針（処理期間、分別方針、処理方針）

＊処理の実施区域、実施場所

＊処理の実施形態（自己処理、委託処理、広域処理等）

＊業務委託方法（一括発注、個別発注、支援要請等）

⑤作業計画

＊仮置場の設置計画（設置場所、集積量、集積スケジュール、運営主体等）

＊収集・運搬実行計画（種類別搬入搬出先、搬入搬出方法、運営主体等）

＊処理・処分実行計画（実施場所、実施時期、実施内容、運営主体等）

＊処理量

＊処理フロー

＊実施スケジュール

厚岸町災害廃棄物処理計画

令和6年3月策定

発行／厚岸町

〒088-1192 北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地

TEL:0153-52-3131（代表）